

平成28年度 行政評価報告書

平成29年3月

島 根 県

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| I. はじめに | 1 |
| II. 本県の行政評価システムの概要 | |
| 1. 行政運営と行政評価システム | 2 |
| 2. 取組み内容 | 5 |
| 3. 本県の取組みの特長 | 8 |
| 4. 平成28年度までの取組状況 | 9 |
| III. 平成28年度の取組結果 | |
| 1. 施策評価以下の評価対象本数 | 10 |
| 2. 施策評価結果の概要 | 10 |
| 3. 事務事業評価結果の概要 | 11 |
| 4. 評価シートの公表 | 11 |
| 5. 平成28年度実施日程 | 12 |
| IV. 職員アンケート等から見た課題と対処方針 | |
| 1. 行政評価の実施に関する課題 | 13 |
| 2. 事務事業評価及び施策評価会議に関する課題 | 14 |
| 3. 行政評価の活用に関する課題 | 17 |
| 4. その他の課題 | 23 |
| V. 資料 | |
| 資料1. 施策評価シート、事務事業評価シートの様式 | 25 |
| 資料2. 平成28年度施策別関係部局一覧 | 27 |
| 資料3. 「島根総合発展計画」の施策目的の達成度予測と今後の取組みの方向性 | 28 |
| 資料4. 「島根総合発展計画」の施策評価の全体概要 | 52 |
| 資料5. 「事務事業」の平成28年度コストの状況 | 64 |

I.はじめに

本県では、「行政評価システムに関する基本方針」により、

- ① 効率的で質の高い行政の実現を図る
- ② 県民の視点に立った成果重視の行政の実現を図る
- ③ 県民に対する行政の説明責任を果たす

ことを目的として、行政評価システムを導入し、総合発展計画の進行管理等の役割を担わせながら運用しています。

この報告書は、こうした、本県の行政評価システムの大まかな仕組みや運用開始からこれまでの経過、平成28年度の評価結果などの取組みの成果などをとりまとめたものです。

Ⅱ. 本県の行政評価システムの概要

1. 行政運営と行政評価システム

(1) 行政運営における行政評価の位置づけ（新たな行政運営の中核的ツール）

本県では平成14年に策定した「新行政システム推進計画」の中で、「行政評価システムを新たな行政運営の中核的ツールとして位置づけ、評価結果やデータなどの情報を共有化することにより、業務の重複を排除しながら、予算編成、組織・定員管理、総合計画の立案・進行管理と相互に連携したマネジメントシステムを構築する」こととしてスタートしました。

その後、定量的な評価に加えて定性的な評価も行うなど、行政評価の手法や活用方法の見直し、効率化などを図った結果、現在は、県政運営の基本方針である島根総合発展計画の進行管理を「行政評価」の主たる役割としています。そして、県が実施した施策評価の結果については、県議会で説明を行うとともに、県のホームページで公開しています。

また、平成22年度からは、県議会において、県の決算と併せて施策評価結果の説明を行い、予算・決算との一層の連携に努めています。

(2) 総合発展計画と行政評価との関係

平成20年3月に策定した「島根総合発展計画」では、概ね10年後における本県の目指すべき将来像「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」とその実現に向けた3つの基本目標「活力あるしまね」「安心して暮らせるしまね」「心豊かなしまね」を掲げています。併せて、この基本目標の実現に向けた第1次実施計画として、全ての「政策」・「施策」に平成23年度までに達成すべき目標を設定しました。

その後、平成24年3月には第2次実施計画、平成28年3月には第3次実施計画を策定し、それぞれ最終年度までに達成すべき目標を設定しました。

島根総合発展計画とは…

島根の可能性と活力を最大限に引き出し、全体が連携し調和を図りながら総合的な発展を目指す計画です。

県の行政運営の方針としてだけでなく、広く県民の皆様が目標を共有できる計画

【島根の将来像】

『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

目指すべき将来像に向けて県民の総力を結集して取り組む3つの基本目標

| 《基本目標Ⅰ》 活力あるしまね | 《基本目標Ⅱ》 安心して暮らせるしまね | 《基本目標Ⅲ》 心豊かなしまね |
|---|--------------------------------------|--|
| 活発な産業活動が展開され、若者が活き活きと働き、国内外から多くの人を訪れる、活力ある社会を目指します。 | 県民誰もが、生涯にわたり安心して生活を送ることができる社会を目指します。 | 地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します。 |

【計画の構成と期間】

基本構想と実施計画の2層構成

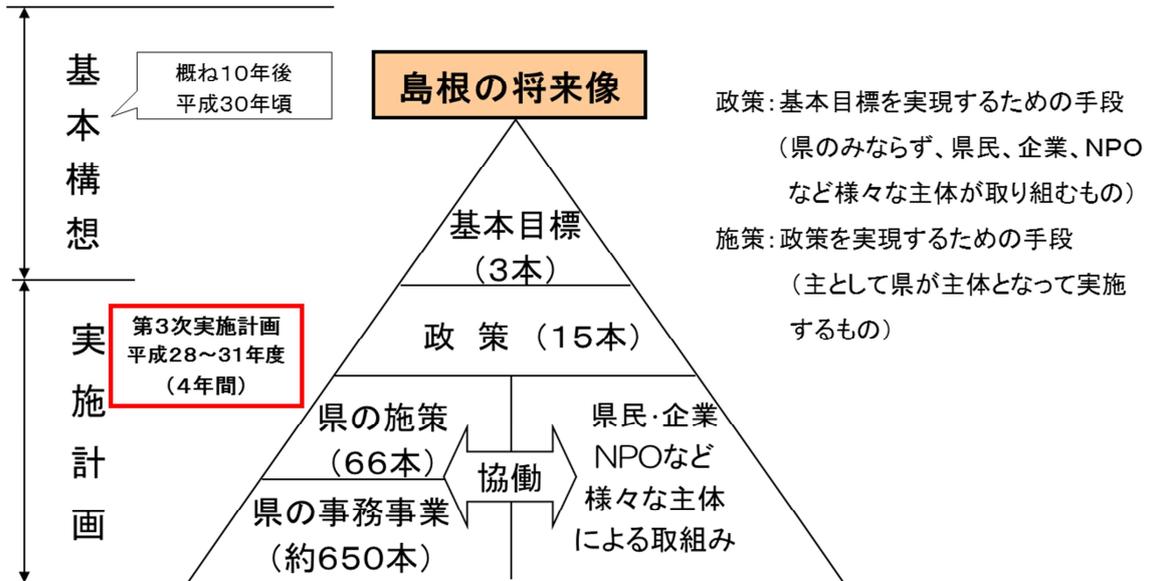
基本構想：平成20～概ね平成30年度

第1次実施計画：平成20～平成23年度（4年間）

第2次実施計画：平成24～平成27年度（4年間）

第3次実施計画：平成28～平成31年度（4年間）

【島根総合発展計画のイメージ図】

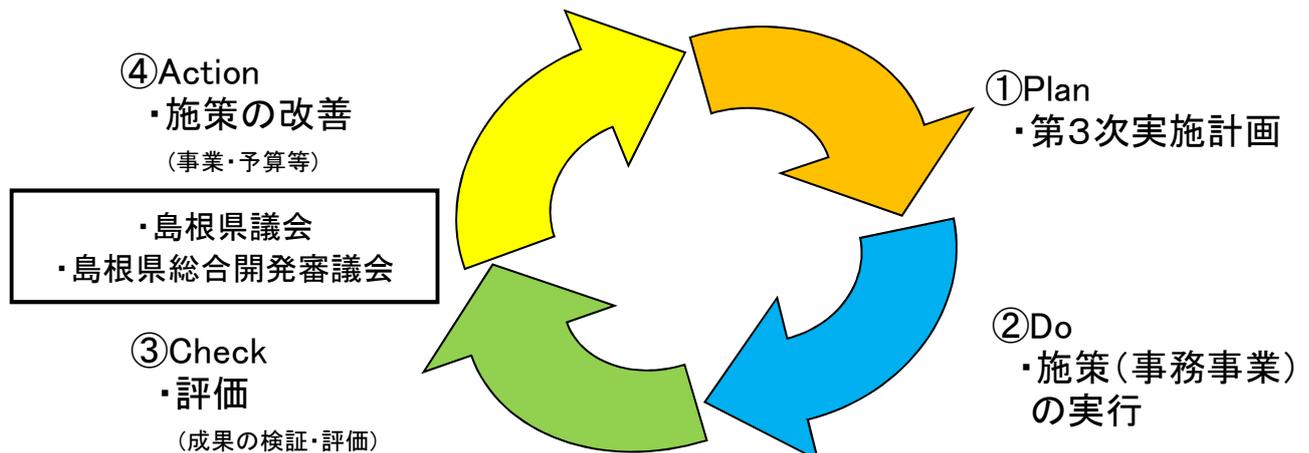


この目標の達成を確実なものとするためには、一年ごとにその歩みをチェックし、3つの基本目標の実現に向けた、より良い事業展開を図っていくことが重要となります。

「施策評価」をはじめとした行政評価は、この総合発展計画の進行管理の役割を担っています。島根総合発展計画は、第1次実施計画が平成23年度に、第2次実施計画が平成27年度に終了したことに併せ、4年間の「政策」ごとの施策評価結果をとりまとめ、県議会や県のホームページで発表しました。

平成28年度からは、第3次実施計画の進行管理を行っています。

「マネジメントサイクル（行政評価システム）のイメージ」



(3) 行政評価を推進するねらい

本県では、「行政評価システム導入に関する基本方針」で、下記の3点と決めました。

① 効率的で質の高い行政の実現を図る。

厳しい財政状況の中で、限られた財源、人、モノなどの行政資源を、より効率的かつ効果的に活用し、政策形成能力の向上を図りながら、県民が求める質の高い行政を実現します。

② 県民の視点に立った成果重視の行政の実現を図る。

行政活動を実施した結果、県民に対してどのような成果がもたらされたかという「成果志向」に基づく行政運営を行い、県民にとって満足度の高い行政を実現します。

③ 県民に対する行政の説明責任を果たす。

県民の行政活動に対する関心や参加意識が高まっている中で、県が実施する施策や事業の内容や成果をできるだけ分かりやすく県民に説明し、県政の透明性を高め、説明責任を果たします。

①は、その際に、財源などの行政資源に限りがある以上、成果とそれにかかった（かかる）コストのバランスを考えながら仕事を進めていこうということです。

また、その過程で職員の政策形成能力の向上が期待できるということです。

②は、従来とかく「どれだけの量の仕事をやったか（やるか）」ということを意識しがちだったのを改め、「その結果として、県民に対してどのような成果をどれだけでもたすことができたのか（できるのか）」を重視しようということです。

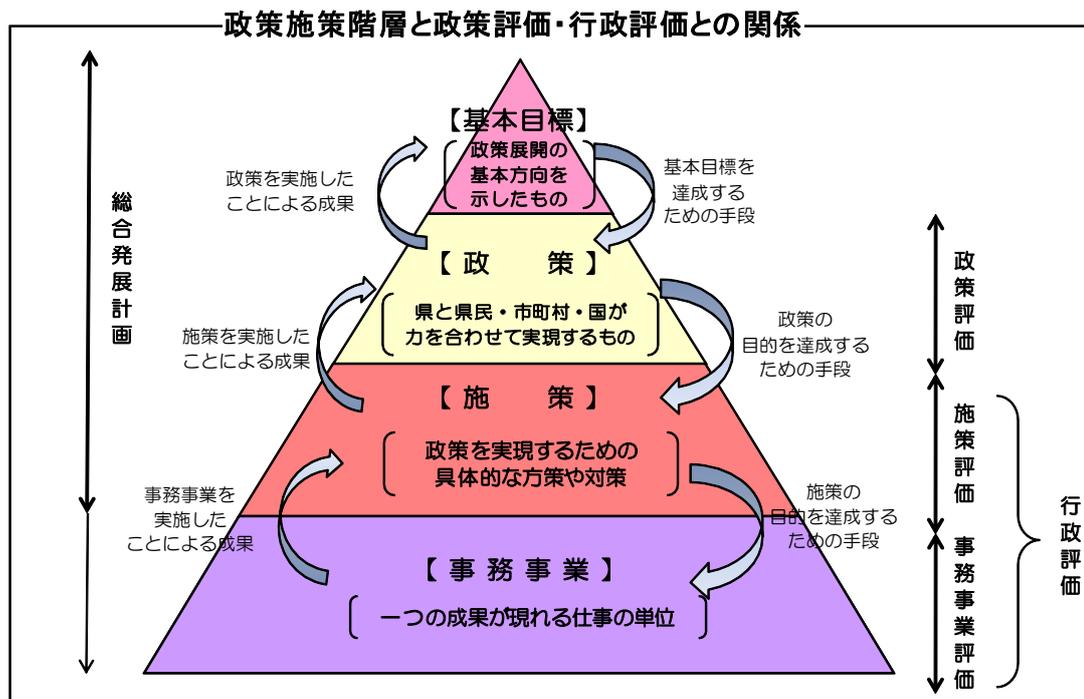
③は、行政評価シートの公表などで事業内容やその成果を分かりやすく情報提供することによって、行政活動への理解促進や県民との協働につなげていこうということです。

2. 取組内容

(1) 行政評価の評価階層

危機的な財政状況のもとでは、限られた行政資源を効果的に配分し、県全体として最も成果が上がる（全体最適となる）よう行政活動を展開していく必要があります。

このため、施策それぞれにおいて最も成果が上がるよう、「施策」・「事務事業（活動を含む）」の2階層で評価を実施します。



[注意]

「施策評価」という用語はそれぞれの自治体において様々に定義されていますが、本県では以下のとおりとしています。

総合発展計画で定めた「施策」の目的の達成に向けて、より良い展開内容を検討していくもの。具体的には、毎年、総合発展計画（実施計画）に定めてある「施策」の成果参考指標の達成状況や、取組の成果や現状を踏まえ、その課題を明らかにしたうえで、その課題の解決に向けて、「施策」を構成する「事務事業」をどのように実施すべきかを考え、翌年度事業展開にあたり行政資源の再配分に活用しようとするもの。

(2) 評価対象

① 施策評価

総合発展計画の目指すべき将来像である「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を実現するための3つの基本目標に属する61施策及び計画の推進に向けた県の基本姿勢に関する5施策の計66施策すべてを毎年度の評価対象としています。

② 事務事業評価（活動含む）

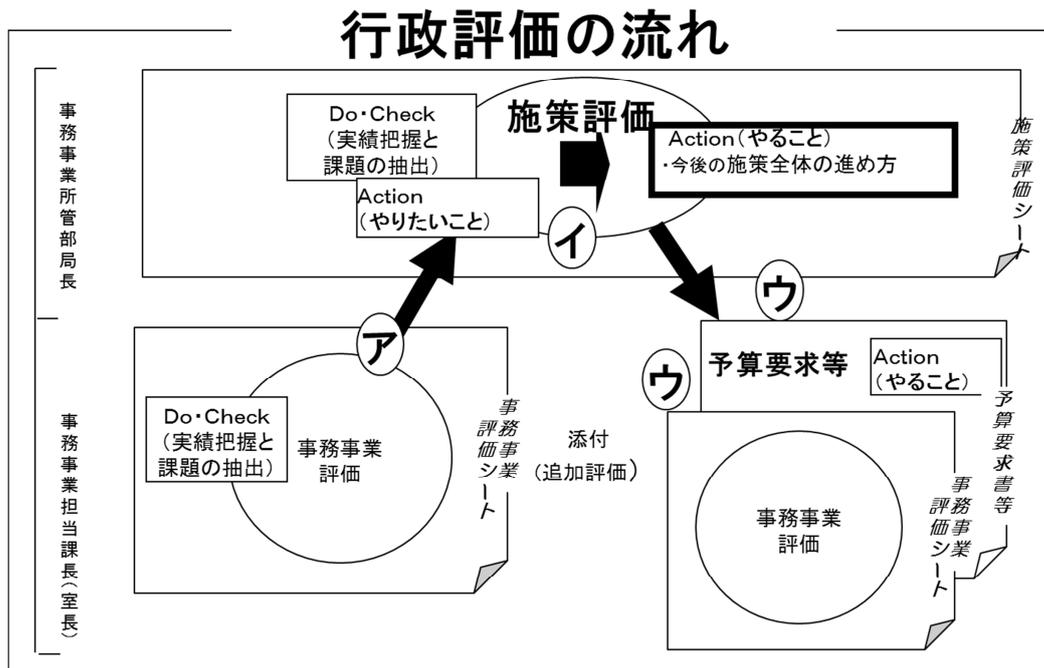
総合発展計画の施策の手段として位置づけられているもので、予算の打ち出しのあるもの（予算事業）を対象としています（その他の事務事業（施策の手段でないもの、予算のないもの、予算編成事務や支出事務及び庁舎管理事務等の内部管理事務）については、所属の判断で評価）。

また、評価にあたっては次年度以降の‘アクション’に繋げることを重視して、前年度体系ではなく、評価を実施する現年度の体系のもとで評価しています。

(3) 評価の手法

① 評価の流れ

まず、事務事業について、事業実施課で事務事業評価を行います（下図ア）。そのうえで、その結果を持ち寄って、施策ごとに施策評価会議を開催して施策評価を行います（下図イ）。そして、10月に年度の上半期経過後の実績や状況変化を踏まえて、施策及び事務事業の追加評価を行い、評価をとりまとめて、次年度の予算編成につなげます。（下図ウ）



②施策評価会議の進め方

施策評価は、事務事業所管部局長、関係次長、関係する事務事業担当課長で構成する施策評価会議において行います。

具体的には、施策の目的・目標水準について共通認識を持った上で、事務事業担当課長が施策に関する事務事業の執行状況と今後の取組方針について説明し、施策の目的達成に向けて残された課題や懸案事項を議論した上で、今後の施策全体の進め方と取組みの方向性を取りまとめます。

③評価項目

事務事業評価、施策評価において、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(検証)→Action(改革改善)」のマネジメントサイクルを念頭に置きながら、貢献度、有効性や効率性等について評価を行っています。

(評価シートは、「V. 資料」の資料1-1～1-2のとおりです)

(4) 評価責任者

①施策評価

施策の目的達成の手段である「事務事業」を所管する部局長(以下、「事務事業所管部局長」とする。)を評価責任者とします。

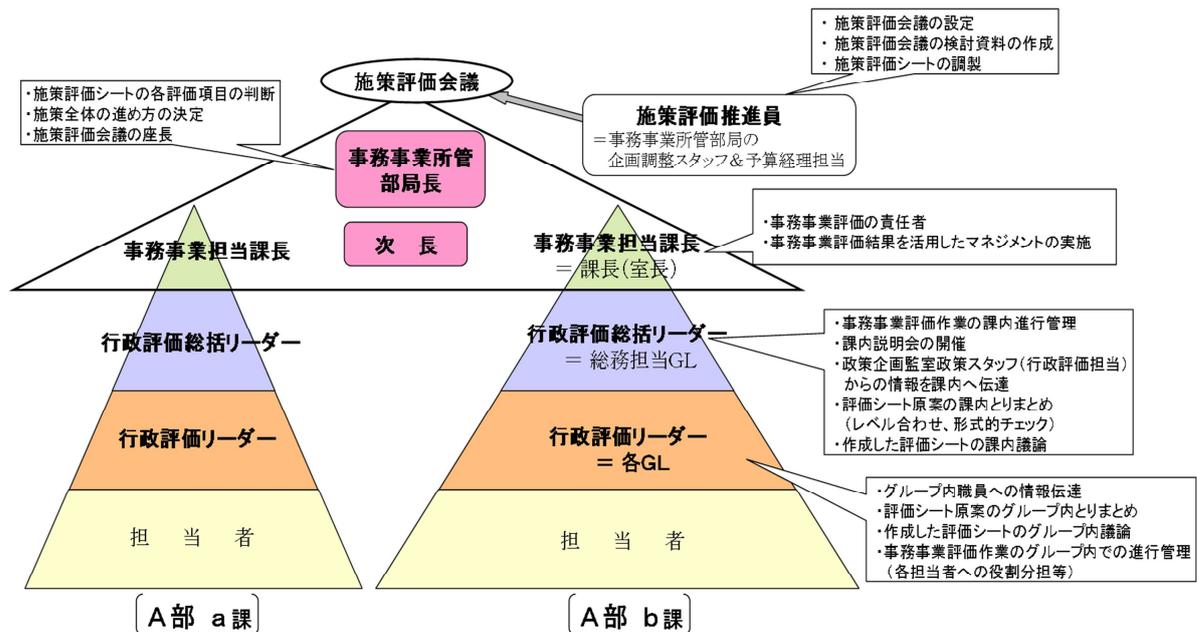
複数の部局にまたがる施策については、円滑で総合的な施策評価を実施するため、施策毎に幹事部局を置きます。

(平成28年度の事務事業所管部局長一覧は、「V. 資料」の資料2のとおりです)

②事務事業評価

事務事業を担当する課長(=課長・室長)(以下、「事務事業担当課長」とする。)を評価責任者とします。

(5) 行政評価の推進体制



3. 本県の取組みの特長

行政評価システムは、数多くの自治体で導入されていますが、その取組内容は一様ではなく、自治体の実情を踏まえ、工夫を加えながら実施されています。

本県においても、いかに有効に機能させるかという視点で独自に構築しており、以下の特長があります。

(1) 総合発展計画の政策・施策体系と評価体系とを一体化している

島根総合発展計画において整理した「政策～施策～事務事業」の体系を目的と手段との関係で一本の体系に整理しています。

これにより、以下のような取組みが可能となっています。

- ① 施策評価・事務事業評価を的確に行うことにより、島根総合発展計画の進行管理が一体的にできる。
- ② 部局を越えて総合発展計画の施策単位で施策評価を実施できる。

(2) 一つの成果（アウトカム）が現れる仕事の単位を行政評価の「事務事業」と定義し、同じ目的の仕事をグループ化している

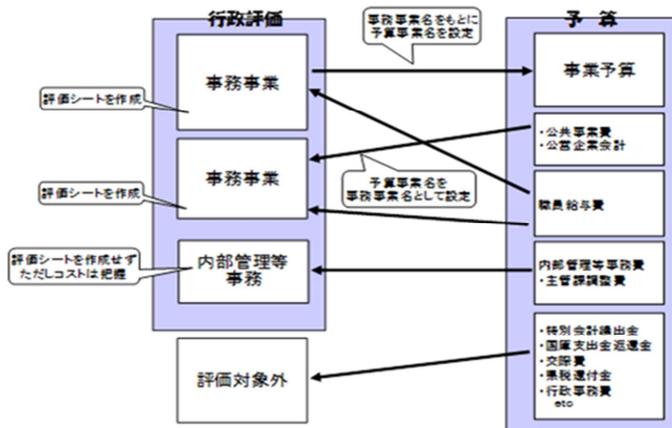
他の自治体では既存の予算事業をそのまま行政評価を行う単位としてしまうケースが見られますが、本県ではそれぞれの行政活動を目的と手段の関係から一つの成果が現れる仕事の固まりに再整理し、行政評価の「事務事業」としています。

これは、「求める成果が本当に必要とされているのか」、「誰に利益をもたらしているのか」、「成果はコストに見合っているのか」、「成果をあげるうえで、複数の仕事のうちでどれが重要であるか」といった「成果志向」の視点を持ちやすくすることをねらいとしています。

(3) そのうえで行政評価の「事務事業」単位を元にして予算事業の単位を設定している

予算は一定の目的（成果）を達成するための手段ですので、上記（2）で「成果が現れる単位」として整理した行政評価の「事務事業」に合わせて予算事業の単位を設定することを原則としています（「予算事業の単位をもって行政評価を行う」のではなく「行政評価の事務事業を単位として予算編成の作業を行う」）。

これは、行政評価の結果（改善改革案）を予算に反映しやすくすることをねらいとしています。



4. 28年度までの取組み状況

検討・準備段階を経て、平成15年度から事務事業評価、平成17年度からはこれに加えて施策評価を実施し、平成19年度には政策評価を実施しました。また、平成20年度からは島根総合発展計画の策定に併せて見直しを行い、平成28年度から島根総合発展計画第3次実施計画の進行管理を行っています。概要は以下のとおりです。

行政評価のこれまでの取組(主な改正点)

| | |
|-----------------------|--|
| <p>導入 の事務事業評価</p> | <p><13年度> ●制度設計、活用方法等の検討、導入の決定</p> <p><14年度> ●一つの成果が現れる行政活動の単位を「事務事業」に設定 ●目的と手段の関係により、基本事務事業、事務事業、活動の3階層に体系化 ●すべての基本事務事業と事務事業に成果指標と目標値を設定</p> <p><15年度> ●旧年度体系に基づいて事務事業評価(基本事務事業・事務事業・活動)を開始 ●「事務事業」単位をもとに「予算事業」単位を設定 ●「県総合計画」の政策・施策体系と基本事務事業以下の評価体系を連結</p> <p><16年度> ●電算システムの運用開始 ●「総合計画」において政策・施策に成果指標と目標値を設定、16本の優先施策を選定 ●「中期財政改革基本方針」において70本の施策を3グループに分け、部局調整予算枠(一般施策経費)に関して18年度までの傾斜配分率を決定 ●すべての施策ごとに施策責任者を決定</p> |
| <p>島根総合計画の期間</p> | <p><17年度> ●新年度体系に基づいて事務事業評価を実施 ●18年度における行政資源の配分にあたっての施策評価結果の活用に関する考え方の決定 ●施策体系の見直し及び施策指標を追加 ●「定員削減計画」において20年度までの部局別人員削減数を決定 ●地方機関職員を対象としてNPM研修を実施</p> <p><18年度> ●19年度における行政資源の配分にあたっての施策評価結果の活用に関する考え方の決定</p> <p><19年度> ●政策評価を実施</p> |
| <p>島根総合発展計画の期間</p> | <p>第1の次実施計画</p> <p><20年度> ●「総合発展計画」において政策・施策に成果指標と目標値を設定 ●評価階層を変更(基本事務事業評価、活動評価の廃止) ●評価対象事業を変更(「総合発展計画」の施策の手段である予算事業を対象) ●評価内容の変更(行政資源の投入量の方向性判断から質的向上のための判断を重視) ●評価スケジュールを変更(追加評価を行うことにより評価から予算要求までのタイムラグを解消して、予算への活用を図る)</p> <p><22年度> ●評価手法の変更(定量的な評価に加えて定性的な評価も重視) ●評価結果の県議会への説明方法の変更(予算執行の実績と併せて、施策評価結果の説明)</p> <p><23年度> ●「第2次実施計画」策定にあたり、これまでの取組の成果を検証・評価し、課題を抽出するため、政策評価を実施</p> |
| <p>第2の次実施計画</p> | <p><24年度> ●「島根総合発展計画 第3次実施計画」(H24～H27)に基づく施策評価・事務事業評価の年度別目標値等を設定 ●指標について、定量的な評価に加え定性的な評価も加味するため、成果指標から成果参考指標に変更 ●施策評価は成果参考指標の達成状況に加え、目的達成に向けた取組みの成果を踏まえた総合的な評価(予測)を実施</p> <p><27年度> ●成果主義と課題解決をより重視した評価へ修正(成果評価と課題解決に重点化した考察手順に沿った評価書に修正。併せて記入項目を簡素化) ●一度受講した説明会の重複受講を廃止 ●「主要施策の成果」と一体的に作業ができるように評価時期を見直し ●「第3次実施計画」策定にあたり、これまでの取組の成果を検証・評価し課題を抽出するため、政策評価を実施</p> |
| <p>第3の次実施計画</p> | <p><28年度> ●「島根総合発展計画 第3次実施計画」(H28～H31)に基づく施策評価・事務事業評価の年度別目標値等を設定 ●島根県総合戦略の検証や、島根県国土強靱化計画の進行管理に活用</p> |

Ⅲ. 平成 28 年度の取組結果

1. 施策評価以下の評価対象本数

平成 28 年度に評価を行った対象本数は次のとおりです。

| | 「基本目標 Ⅰ～Ⅲ」に属 するもの | 「計画の推 進に向けた 県の基本姿 勢」に属する もの | 小計 | 施策に位置 づけられて いないもの | 総計 |
|------|-------------------------|---|-----|-------------------------|-----|
| 施策 | 61 | 5 | 66 | — | 66 |
| 事務事業 | 612 | 31 | 643 | 3 | 646 |

2. 施策評価結果の概要

平成 28 年度は、第 3 次実施計画の初年度であり、計画期間内における実績数値や事業実績がでていないことから、前年度の状況と概ね上半期までの取組みの成果に、今年度実施する予定の事業の成果や外部環境の変化予測等を見込んだうえで、今後の取組みの方向性も含め評価を実施しました。

(1) 施策の目標達成状況

1) 施策の現状及びその評価（総合的な評価）

66本の施策について各事務事業所管部局長のもとで施策の総合的な評価を行った結果、「達成できる」と評価した施策は7本、「概ね達成できる（見直す点がある）」と評価した施策は58本でした。

一方、「達成は困難」と評価した施策は1本でした。

| 今年度末の施策目的の達成度予測 | A:達成できる | B:概ね達成できる (見直す点もある) | C:達成は困難 |
|-----------------|---------|------------------------|---------|
| | 7 | 58 | 1 |

2) 平成 31 年度の施策目的の達成状況（予測）

66本の施策のうち、平成 31 年度の施策目的の達成状況を「達成できる」と予測した施策が8本、「概ね達成できる」と予測した施策が58本でした。

また、「達成は困難」と予測した施策は0本でした。

| 31年度の施策目的の達成状況予測 | A:達成できる | B:概ね達成できる | C:達成は困難 |
|------------------|---------|-----------|---------|
| | 8 | 58 | 0 |

(2) 施策目的の達成に向けた進行状況と取組みの方向性

各施策について、成果参考指標の実績値と目標値、評価時点での総合的な評価、今後の施策全体の進め方と取組みの方向性を一覧にしています。

(「V. 資料」の資料3のとおりです)

3. 事務事業評価結果の概要

(1) 各事務事業の「平成28年度投入コストの状況」について

投入コストについては、評価対象事業にかかる事業費を算定しています。

(事務事業の平成28年度コストの状況は、「V. 資料」の資料5-1～5-2のとおりです)

4. 評価シートの公表

行政評価導入のねらいの一つは、県が実施する施策や事業の内容、成果を分かりやすく県民に説明し、県政の透明性を高めて説明責任を果たしていくことにあります。

こうしたことから、「施策」・「事務事業」の各評価シートのすべてを、県ホームページで公表するとともに、ホームページを通じて評価結果等に対する意見を募集しました。また、県政情報センター及び県立図書館において、「施策」以下の評価シートを冊子供覧等により公表しました。

5. 平成28年度実施日程

| | 月日 | 時間 | 研修名 | 対象 | 内容 |
|---------|----------|------------|------------|--|-----------------------------|
| このうち受講の | 5月18,20日 | 1時間 2コマ | 行政評価説明会 | 行政評価総括リーダー (評価総括リーダーのうち、新たに対象となった職員、又は今まで研修を受けたことのない職員) | ・評価の視点等 |
| このうち受講の | 5月19日 | 1時間 2コマ | 施策評価推進員説明会 | 施策評価推進員 | ・施策評価推進員の役割 ・今年度のスケジュール等 |

5月下旬「事務事業評価」スタート

事務事業評価の実施

7月8日「事務事業評価」期限、「事務事業評価シート」提出

| | | | | | |
|---------|-------|--------------|-------------|--|------------------------------|
| このうち受講の | 7月22日 | 2時間半 計1コマ | 事務事業担当課長研修会 | ・課長・室長 (新たに対象となった職員、又は今まで研修を受けたことのない職員) ・施策評価推進員(傍聴) | ・施策評価の留意点 ・課原案作成にあたっての留意点 |
|---------|-------|--------------|-------------|--|------------------------------|

7月中旬「施策評価」スタート

施策評価の実施

8月5日「施策評価」期限、「施策評価シート」提出

9月議会決算特別委員会にて報告

総合戦略の評価

評価結果の公表

11月18日「事務事業」追加評価期限



H29予算編成

施策評価、事務事業評価シートの公表
行政評価の実施・活用に 関する職員アンケート
行政評価報告書の作成・公表

IV. 職員アンケート等から見た課題と対処方針

■アンケート実施期間 平成29年2月15日～2月20日

■回答数

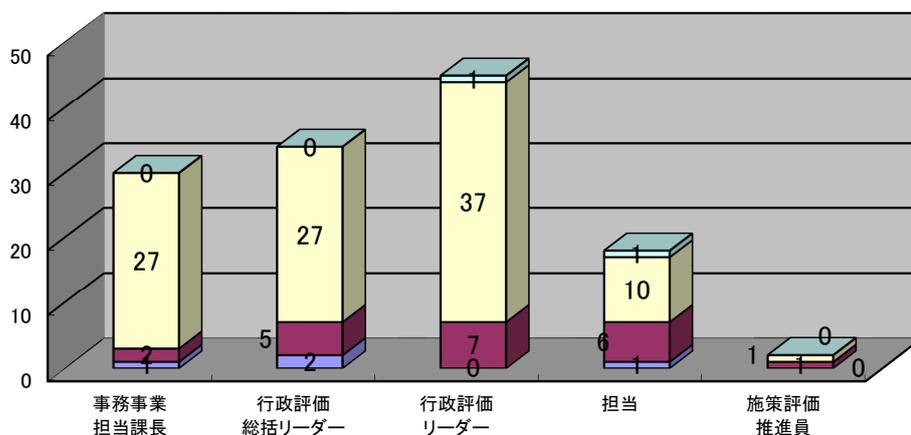
| | | |
|-------------------|------------|------|
| ・行政評価に関するアンケート | 事務事業担当課長ほか | 129名 |
| ・行政評価の活用に関するアンケート | 各部・各課予算担当者 | 16名 |
| ・施策評価に関するアンケート | 施策評価推進員 | 6名 |

1. 行政評価の実施に関する課題

(1) 管理者からの情報提供

事務事業評価及び施策評価の実施に関して、政策企画監室からの情報提供、実施手順の提示、指示内容等は適切でしたか。

管理者の情報提供



■A 不十分な点が多かった ■B やや不十分な点があった ■C 適切であった ■D 事務事業評価や施策評価には関わっていない

「適切であった」と回答する人が全体の約79.1%（前回調査69.6%）でした。

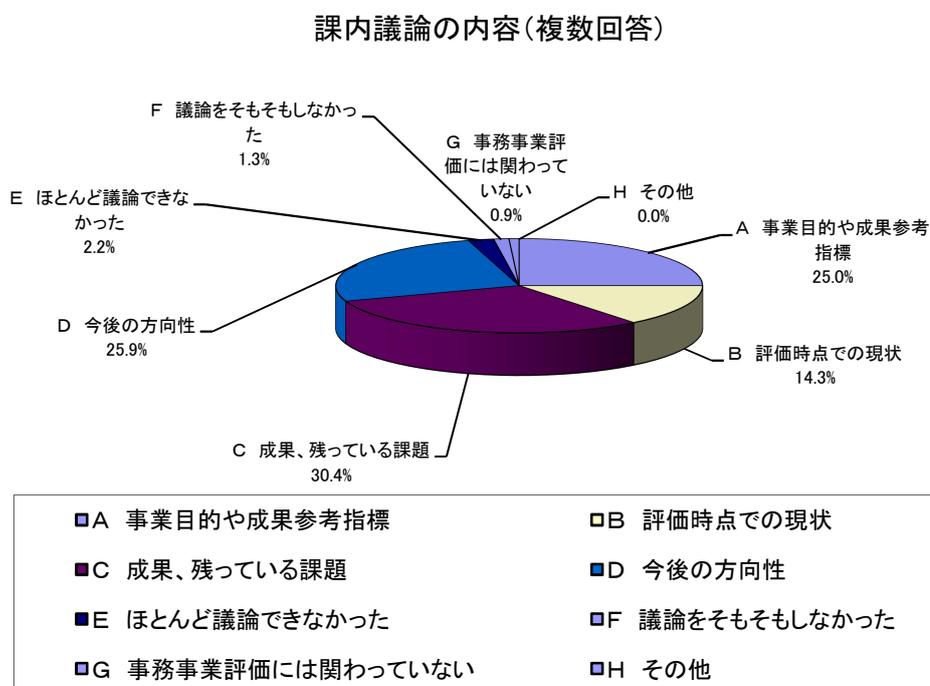
不十分な点は、「評価シート作成にあたっての視点の周知」、「行政評価の意義、目的の周知」でした。

引き続き、説明会や研修会の開催に加えて、成果指標の考え方や予算要求との関係がより分かり易くなるよう行政評価の手引きを修正するなど、必要な見直しを進めます。

2. 事務事業評価及び施策評価会議に関する課題

(1) 事務事業評価に関する課内議論の内容

事務事業評価で実際に時間を費やされた議論はどういった内容が多かったですか。
(主なものを2つ以内で選択)



事務事業評価にあたっての課内議論では、「成果・残っている課題」や「今後の方向性」等に関する議論が多く行なわれました。

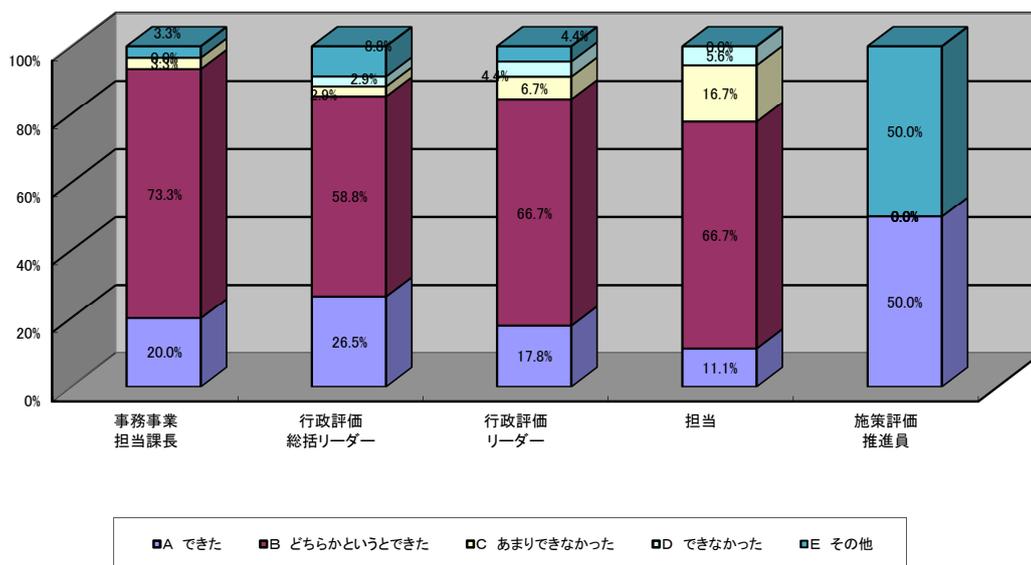
また、第3次実施計画の初年度であったことから、「事業目的や成果参考指標」を新たに設定するための議論も多く行われました。

一方、「ほとんど議論はできなかった」「議論をそもそもしなかった」と回答した人は、3.5%であり、その理由は、「業務多忙」「普段から議論している」などでした。

(2) 事務事業評価の内容

より良い事業展開にむけて、事務事業の目的の整理や現状分析、成果の把握、課題整理はできましたか。

事務事業評価



事務事業評価については、より良い事業展開に向けた課題整理等が「できた」「どちらかというとき」と回答した人が85.3%（前回調査84.5%）でした。

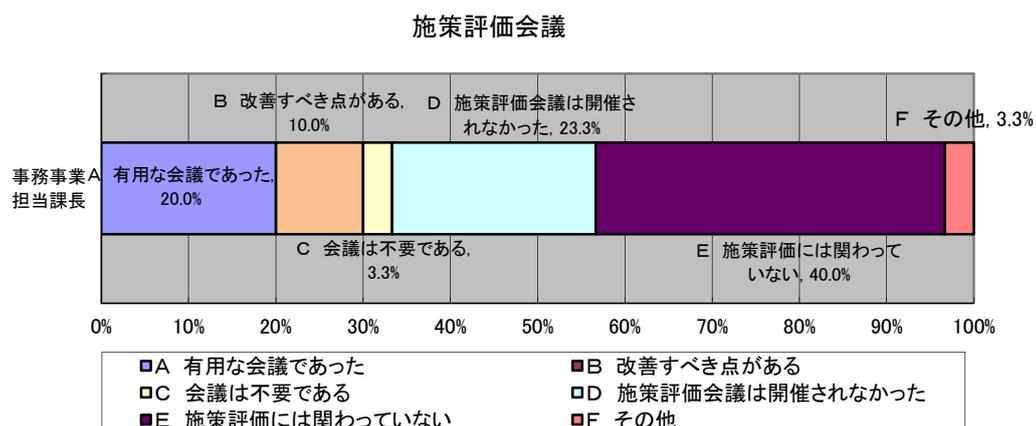
また、「あまりできなかった」「できなかった」とする人が9.3%（前回調査13.7%）であり、その理由は「事業内容が評価になじまない」「日常の業務を通じて整理している」「業務多忙」などでした。

事務事業評価シートの作成や行政評価の活用にあたっては、課（室）内で十分議論をしていただくことが重要です。

引き続き、研修等により有効な議論が進むよう支援します。

(3) 施策評価会議

施策評価は、「総合発展計画に定めてある施策の成果参考指標の達成状況等を検証し、課題を明らかにした上で、その課題の解決にむけて、施策全体の進め方と翌年度に向けた取組みの方向性を決定・共有し、翌年度の事業展開に活用すること」を目的としています。今年度の施策評価会議はその目的に合致した有用な会議でしたか。



事務事業担当課長のうち、施策評価会議が「有用な会議であった」とするものが20.0%（前回調査31.6%）、また、「改善すべき点がある」とするものが10.0%（前回調査7.9%）でした。

施策評価会議は開催されなかったとの回答は、23.3%（前回調査34.2%）でした。

施策評価会議については、有用な意見として、情報の共有、上司との意見交換、振り返りや今後の方向性の確認などが挙げられる一方、同じ部・課の事務事業のみの施策であり日頃から議論されていること、他部の施策はよく分からない、などの意見がありました。

また、同じ部内の事務事業のみの施策は会議形式によらない場合もあることなどが見受けられました。

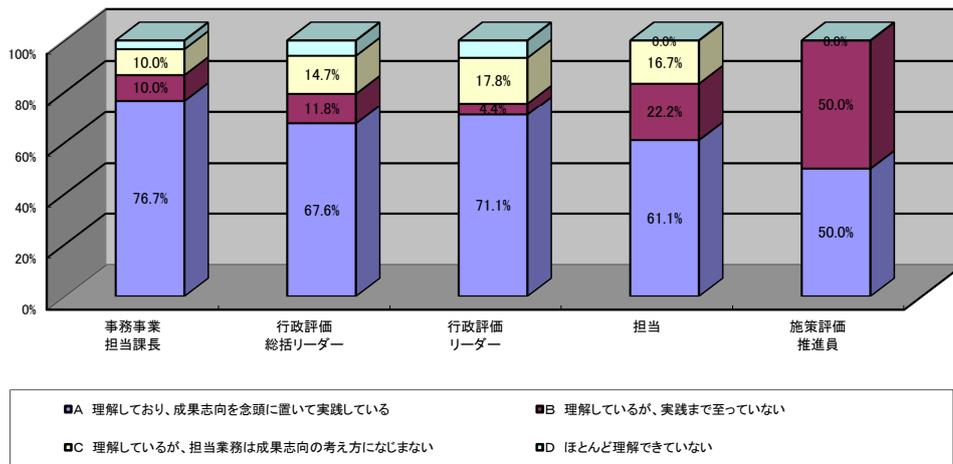
施策評価会議が有用なケースを明示するなど、効果的に施策評価が行われるよう支援していきます。

3. 行政評価の活用に関する課題

(1) 成果志向

行政評価の目的の一つに「仕事を提供するサービス量ではなく、行政活動を実施した結果、県民に対してどのような成果をもたらされたかという「成果志向」による行政運営を行い、県民にとって満足度の高い行政を実現する」ことがあります。この「成果志向」についてあなたはどの程度理解していますか。

成果志向



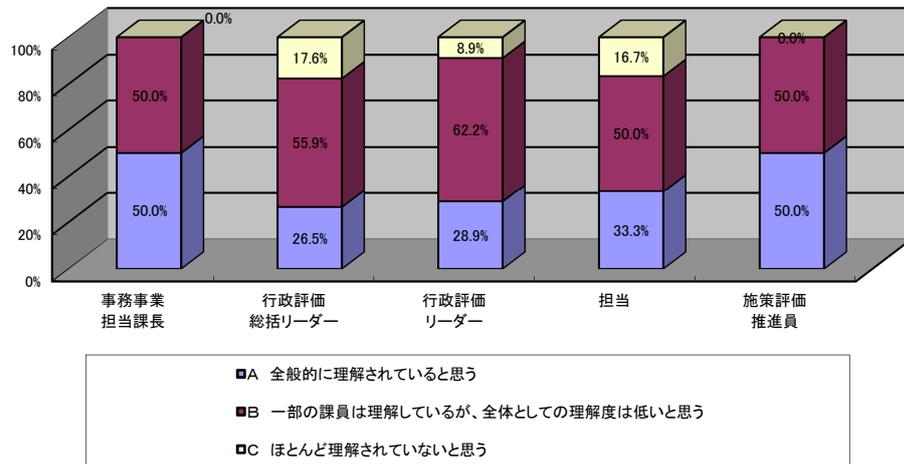
成果志向は、大半の職員が「理解」しており、そのうち、「成果志向を念頭において実践している」人は、69.8%（前回調査72.6%）でした。

また、「理解しているが実践まで至っていない」人は、10.9%（前回調査8.9%）であり、その理由は、「県民の満足度の把握が困難」「アウトカム指標が取り入れがたい事業」「国庫補助事業や法令による義務的な事業であり成果志向の考え方になじまない」「内部管理事務である成果としての住民が直接見えない」などでした。

(2) 他の職員の理解度

他の職員の理解度は、どうですか。

成果志向 他の職員の理解度



成果志向に対する他の職員の理解度については、「全体的に理解していると思う」人は34.1%（前回調査31.5%）、「一部の課員は理解しているが、全体としての理解は低いと思う」人は55.8%（前回調査60.1%）でした。

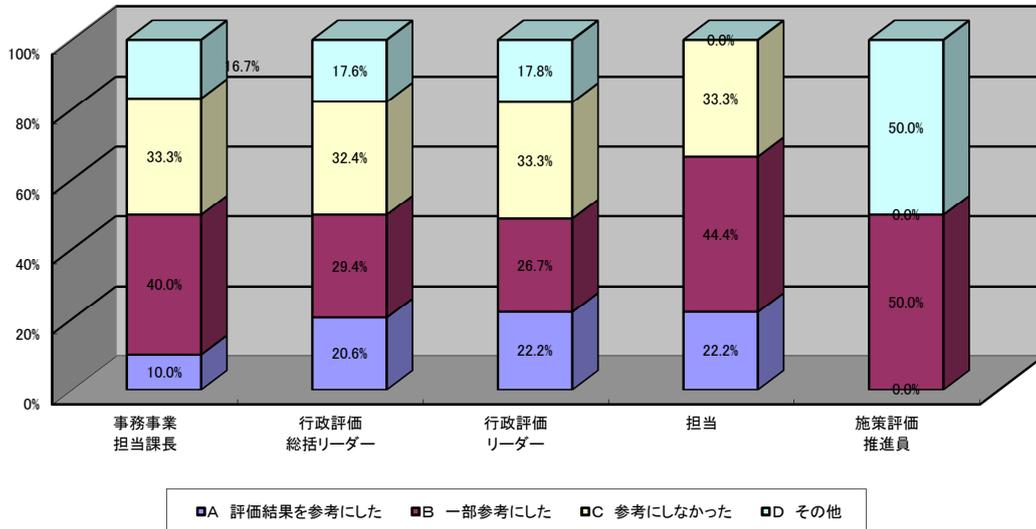
成果志向の考え方は、行政評価導入から10年以上経過したこともあり、概ね理解が進んでいると考えられる一方、まだ理解が十分でないと推測される部分もあります。

成果指標の考え方について行政評価の手引きで詳しく説明するなど、職員の理解が進むように努めます。

(3) 予算要求への活用

予算要求書の原案作成にあたり、事務事業評価を活用しましたか。

事務事業評価の予算要求への活用

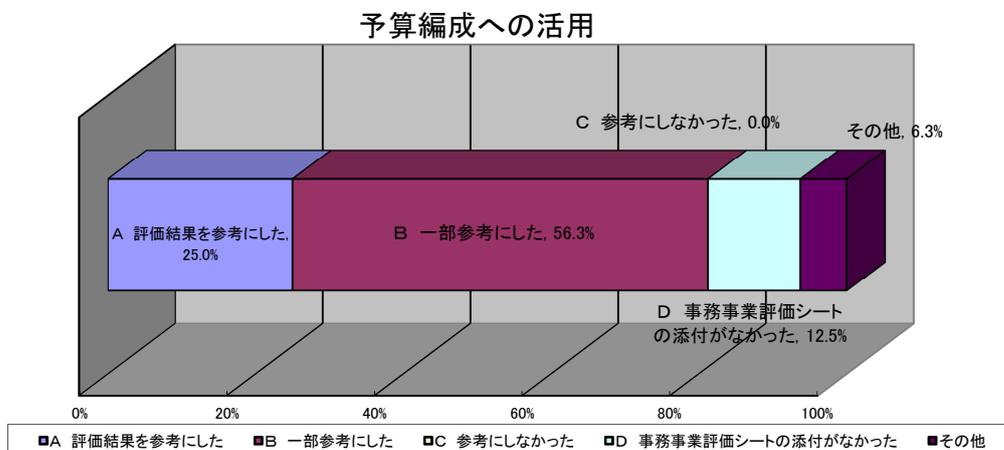


予算要求書の原案作成にあたり、「評価結果を参考にした」「一部参考にした」人は、51.9%（前回調査50.6%）であり、その内容は「成果参考指標の達成度合いを確認し、手厚くする事業や縮小する事業の選別に利用した」「整理した成果・課題を踏まえて事業内容を精査・整理した」などでした。

また、「参考にしなかった」と回答した人は、32.6%（前回調査35.7%）であり、その理由は、「予算要求と直結していない」「課全体では要求額が決まっており議論にならない」「国庫補助事業や法令による義務的な事業であり評価を反映させづらい」などでした。

(4) 予算編成への活用

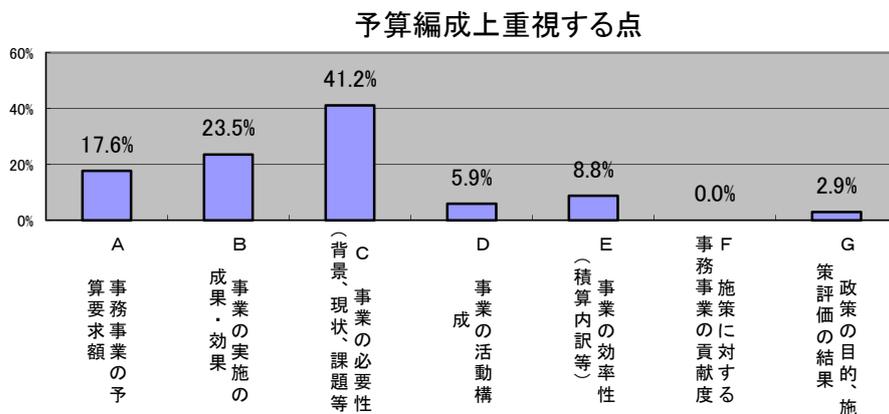
予算担当者は予算編成にあたり、事務事業評価を活用しましたか。



予算担当者を対象としたアンケートによると、予算編成にあたり、「事務事業評価結果を参考にした」「一部参考にした」人は、81.3%（前回調査60.0%）であり、活用した内容は、「事務事業の目的、事業概要の内容」「今後の方向性」「成果があったこと、及びまだ残っている課題」「成果参考指標・現状」でした。「参考にしなかった」人は0%（前回調査26.7%）でした。

(5) 予算編成上、重視する点

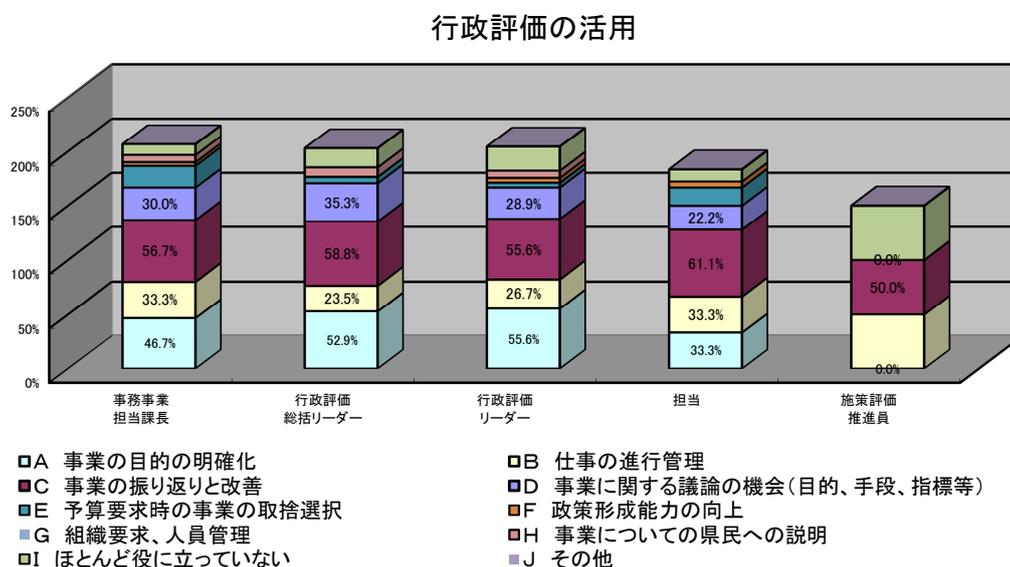
予算編成をする上で、事務事業のどのような点を重視して確認していますか。（3つ以内で複数回答）



予算担当者を対象としたアンケートによると、予算編成をする上で、重視して確認する点として、「事務事業の必要性（背景、現状、課題等）」「事業の実施の成果・効果」などが挙げられました。

(6) 行政評価の活用

行政評価（事務事業評価）を、あなたは何に役立てていますか。（3つ以内で選択）

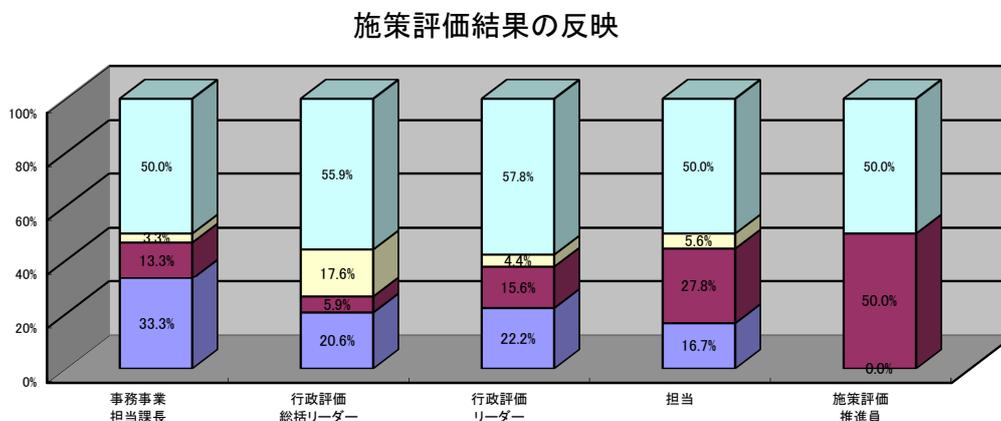


「事業の目的の明確化」に役立てていると回答した人は48.8%（前回調査44.0%）、「事業の振り返りと改善」に役立てていると回答した人は57.4%（前回調査53.6%）でした。

一方、「ほとんど役に立っていない」とする人は、17.1%（前回調査23.2%）でした。

(7) 施策評価結果の反映

予算要求書の現案作成にあたり、施策評価結果を考慮しましたか。



- D 確認をしなかった
- C 施策評価結果の「今後の方向性」に書かれている内容が予算要求に反映されているか確認した(反映されていない内容が一部あったが特段の対応はしなかった)
- B 施策評価結果の「今後の方向性」に書かれている内容が予算要求に反映されているか確認し、反映されていない内容は反映するよう検討した
- A 施策評価結果の「今後の方向性」に書かれている内容が予算要求に反映されているか確認した(反映されていた)

「確認した(反映されていた)」「確認した(反映するよう検討した)」と回答した人は38.0%(前回調査なし)でした。

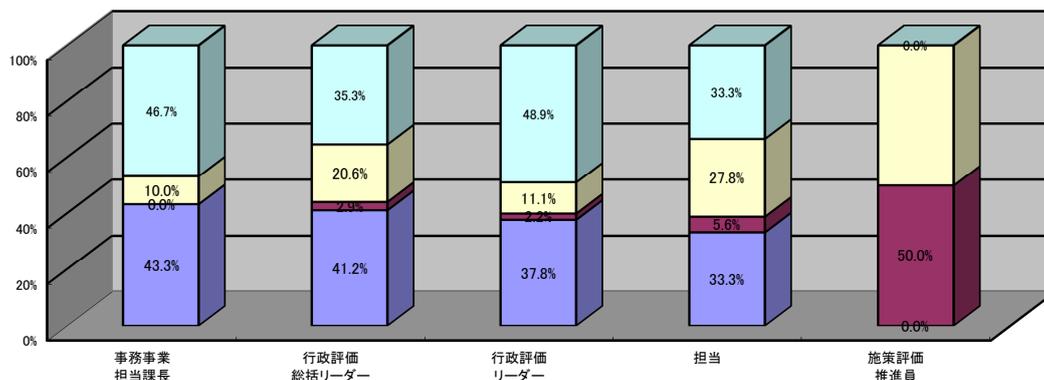
一方、「確認をしなかった」と回答した人は、54.3%(前回調査なし)でした。

評価結果をできるだけ予算に活用できるよう、制度の周知や予算編成との関係を明確にしていきます。

(8) 総合戦略や国土強靱化計画の評価

「島根県総合戦略」の検証や「島根県国土強靱化計画」の進行管理について行政評価を活用していますが、作業の負担状況はいかがですか。

総合戦略・強靱化計画の評価



- D 「島根県総合戦略」「島根県国土強靱化計画」に関連する事務の担当ではない
- C 負担減が図られているとは思えない
- B Aのとおり負担減が図られているが、見直す点もある
- A 「島根総合発展計画」の評価・検証を活用しており、それぞれの計画について個別に評価するよりも負担減が図られている

「負担減が図られている」と回答した人は38.8%（前回調査なし）でした。一方、「負担減が図られているとは思えない」と回答した人は、16.3%（前回調査なし）、「これら2つの計画の事務担当ではない」と回答した人は41.9%でした。

「島根県総合戦略」の検証や「島根県国土強靱化計画」の進行管理は、今年度から始めたところです。
効果的で効率的に評価ができるよう事務の改善に努めます。

4. その他の課題

自由意見として、「行政評価の意義・必要性」「簡素化・負担軽減」「評価手法等の見直し」「シート設計等の改善」など多数の意見がありました。引き続き、改善のための検討を進めていきます。

V. 資料

資料 1-1 施策評価シートの様式

施策評価シート（評価実施年度：平成28年度）

事務事業所管部長
（幹事部長）

事務事業所管部長（幹事部長）の職・氏名、電話番号が記入してあります。

①施策の目的等

| | |
|-------|---|
| 施策の名称 | 「島根総合発展計画」第3次実施計画（平成28年3月策定。以下「実施計画」という。）で定めた66本の施策の名称が記入してあります。 |
| 目的 | 実施計画で整理したこの施策の目的（施策を実施することによって、効果、効用を及ぼそうとしている具体的な対象や、その対象をどのようにしたいか）が記入してあります。 |

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

| 数値目標 | 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 単位 | 数値目標 | 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 単位 | | |
|-------------------------------|--|------|------|------|------|------|----|---|----|------|------|------|------|------|----|--|---|
| 実施計画で定めたこの施策の成果参考指標が記入してあります。 | 目標値 | | | | | | | 年度ごとの成果参考指標の目標値及び実績値が記入してあります。 ①実施計画で定めた目標値を達成し、かつ新たな目標値となる「取組目標値」を設定した場合には、その目標値が記入してあります。 ②H27目標値に数字が入っている成果参考指標は、「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」（以下「総合戦略」という。）のKPIと同じものです。 ③H27の数値が（ ）書きのものは、②の指標のうち実施計画、総合戦略の期間中の累計が目標値となっている場合の総合戦略初年度の数値です。 ④成果参考指標が五つ以上ある場合は、「別紙1」があります。 ⑤関連する事務事業については「別紙2」に記載しています。 | | | | | | | | | |
| | 取組目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 実績値 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | | | % |
| | 目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取組目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定性目標 | 平成24年度～平成27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | この施策の成果参考指標に定性目標が設定してある場合、記入してあります。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載） | 成果参考指標について、補足説明が必要な場合や取組目標値を設定した場合の考え方が記入してあります。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

③評価時点での施策目的に対する現状

| | |
|---|--|
| 評価時点で施策目的に対する現状（客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況） | 客観的事実や関連するデータなどを用いて、施策目的に対する現在の状況（成果参考指標以外の要素）が記入してあります。 |
|---|--|

④今年度末の施策目標の達成度予測

| | 判断 | その理由 |
|---|--|--|
| 28年度の施策目的の達成度予測 A:達成できる B:概ね達成できる（見逃す点がある） C:達成は困難 | 前年度の状況と概ね上半期までの取組の成果に、今年度実施する予定の事業の成果や外部環境の変化予測等を見込んだうえで、今年度末の施策目標の達成度を予測したものです。 | 左の評価の判断理由について、事務事業所管部長の考え方が記入してあります。見直す点や順調に進んでいない理由についても記入してあります。 |

⑤課題の認識

| | 判断 | その理由（④の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載） |
|--|--|---|
| (1) 平成31年度末の施策目的の達成状況（予測） A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難 | 平成31年度末において、施策目的が達成可能かどうか予測して、表紙の選択肢から選んで記入してあります。 | 平成31年度の施策目的の達成状況について、これまでの状況や今度投入できるであろう行政資源量や外部環境の変化予測などを踏まえて判断した結果が、④の結果と異なる場合について、その理由が記入してあります。 |
| (2) 施策の目的達成に向けての課題 | 施策の目的を達成するために解決しなければならない課題が記入してあります。 | |

⑥今後の取組みの方向性

| | |
|---------------------|---|
| 課題解決に向けての今後の取組みの方向性 | この施策の目的を最も効果的・効率的に達成するために、上記で整理したいつかの課題に、どのような方向性で取り組むべきかについて、考え方が記入してあります。 |
|---------------------|---|

資料 1-2 事務事業評価シートの様式

事務事業評価シート（評価実施年度：平成28年度）

| | | |
|---|---|--|
| 事務事業の名称 事務事業の名称が記入してあります。 | | 上位の施策名称 この事務事業が属する上位の施策名が記入してあります。 |
| 1. 事務事業の目的・概要 | | 事務事業担当課長 事務事業担当課長の職、氏名、電話番号が記入してあります。 |
| 目的 | (1) 対象 この事務事業を実施することによって、効果、効用を及ぼそうとしている具体的な対象が記入してあります。 | |
| | (2) 意図 上記(1)の対象をどのような状態(効果、効用)したいかが記入してあります。 | |
| 事業概要 この事務事業が、どのような考えで、誰に對しどのような事業を展開しているのかが記入してあります。 | | |

2. 成果参考指標

| 成果参考指標名等 | | 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 単位 |
|----------|--|-------|--|------|------|------|------|----|
| 1 | 指標名 事務事業の目的の達成状況を判断するための参考となる指標が記入してあります。 | 目標値 | 年度ごとの成果参考指標の目標値及び実績値が記入してあります。 ①当初定めた目標値を達成し、かつ新たな目標値となる「取組目標値」を設定した場合には、その目標値が記入してあります。 ②H27目標値に数字が入っている成果参考指標は、「まち・ひと・しごと創生 鳥根県総合戦略」(以下「総合戦略」という。)のKPIと同じものです。 ③H27の数値が()書きのものは、②の指標のうち実施計画、総合戦略の期間中の累計が目標値となっている場合の総合戦略初年度の数値です。 ④成果参考指標が三つ以上ある場合は、「別紙1」があります。 | | | | | |
| | 式・定義 成果参考指標の式や定義が記入してあります。 | 取組目標値 | | | | | | |
| 2 | 指標名 | 目標値 | | | | | | |
| | 式・定義 | 取組目標値 | | | | | | |
| | | 実績値 | | | | | | |
| | | 達成率 | | | | | | |

3. 事業費

| | 26年度実績 | 27年度計画 |
|--------------------------|----------------------|--------|
| 事業費(b)(千円) うち一般財源(千円) | この事務事業の事業費が記入してあります。 | |

4. 改善策の実施状況

| | |
|---------------------|--|
| 前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況 | ①順調に進んでおり課題がないため検討していない ②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む) ③改善策を検討中 ④課題はあるが検討していない ⑤新規から選択してあります。 |
|---------------------|--|

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

| |
|---|
| 事務事業目的に対する現在の状況を、客観的事実や関連するデータなどを用いて記入してあります。 |
|---|

6. 成果があったこと(改善されたこと)

| |
|--|
| これまでの取組状況を踏まえ、成果参考指標を含めた総合的な成果が記入してあります。 |
|--|

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

| |
|---|
| ①困っている「状況」 事務事業の目的を達成していくうえで、困った状況が記入してあります。 |
| ②困っている状況が発生している「原因」 上記①の困った状況が発生している原因が記入してあります。 |
| ③原因を解消するための「課題」 上記②の原因を解消するための課題が記入してあります。 |

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

| |
|---|
| 上記7③の課題に対し、今後、どのような方向性で取り組んでいくのか、事務事業担当課長の考え方が記入してあります。 |
|---|

◎課(室)内で事務事業評価の議論を行うにあたっては、本評価シートのほか、必要に応じて、「予算執行の実績並びに主要施策の成果」や既存の事業説明資料などを活用し、効率的・効果的に行ってください。

◎上記「5. 評価時点での現状」、「6. 成果があったこと」、「7. まだ残っている課題」、及び「8. 今後の方向性」について、議論がしやすいように、「5. 評価時点での現状→6. 成果があったこと」、又は「5. 評価時点での現状→7. まだ残っている課題→8. 今後の方向性」が一連の流れとなるよう、わかりやすく、ストーリー性のあるシート作成に努めてください。

9. 追加評価(任意記載)

| |
|--|
| 施策評価結果や評価後の状況の変化を踏まえ追加評価した場合に、その内容が記入してあります。 |
|--|

資料2 平成28年度施策別関係部局一覧

「●」：幹事部局

| 基本目標 | 政策 | 施策 | 企画政策 企画局 | 総務部 | 防災部 | 振興部 | 地域生活 環境部 | 福祉部 | 健康部 | 水産部 | 農林部 | 労働部 | 土木部 | 企業局 | 病院局 | 教育庁 | 本警署 | |
|---------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------|-----|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---|
| I・活力あるしまね | 産業振興 | 1. ものづくり・IT産業の振興 | 1. 企業の競争力強化 | | | | | | | ○ | ● | ○ | ○ | | | | | |
| | | 2. 自然が育む資源を活かした産業の振興 | 1. 売れる農林水産品・加工品づくり | | | | | | | ● | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 3. 観光の振興 | 1. 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | | | | | | | ● | | ● | | | | | | |
| | | 4. 中小企業・小規模企業の振興 | 1. 経営革新及び経営基盤の強化の支援 | | | | | | | ● | | ● | ○ | | | | | |
| | 5. 雇用・定住の促進 | 1. 雇用・就業の促進と人材の確保 | | | | | | | | ● | | ○ | | | | | | |
| | 6. 産業基盤の維持・整備 | 1. 高速道路網の整備 | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| II・安心して暮らせるしまね | 1. 安全対策の推進 | 1. 危機管理体制の充実・強化 | | | ● | | | | ○ | | | | | | | | | |
| | | 2. 消防防災対策の推進 | | ○ | ● | | | | ○ | | | | ○ | | | | | |
| | | 3. 原子力安全・防災対策の充実・強化 | | | ● | | | | ○ | | | | | | | | | |
| | | 4. 治安対策の推進 | | | | | | ○ | | | | | | | | | | ● |
| | | 5. 交通安全対策の推進 | | | | ● | | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| | | 6. 消費者対策の推進 | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | | 7. 災害に強い県土づくり | | | | | | | | | ○ | | | ● | | | | |
| | | 8. 食の安全の確保 | | | | | | | | ● | ○ | | | | | | | |
| | 2. 健康づくりと福祉の充実 | 1. 健康づくりの推進 | | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| | | 2. 地域福祉の推進 | | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| | | 3. 高齢者福祉の推進 | | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| | | 4. 障がい者の自立支援 | | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| | | 5. 生活衛生の充実 | | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| | | 6. 生活保護の確保 | | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| | 3. 医療の確保 | 1. 医療機能の確保 | | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| 2. 県立病院における良質な医療提供 | | | | | | | | | ● | | | | | | ● | | | |
| 4. 結婚・出産・子育て支援の充実 | 1. 結婚支援の充実 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| | 2. 妊娠・出産支援の充実 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| | 3. 子育て支援の充実 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| | 4. 子育て福祉の充実 | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 5. 生活基盤の維持・確保 | 1. 道路網の整備と維持管理 | | | | | | | | | ○ | | | ● | | | | | |
| | 2. 小さな拠点づくり | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 3. 地域生活交通の確保 | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 4. 地域情報化の推進 | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 5. 農山漁村の多面的機能の維持・発揮 | | | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| | 6. 居住環境づくり | | | | | | | | ○ | ○ | | | ● | ○ | | | | |
| III・心豊かなしまね | 1. 教育の充実 | 1. 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 | | | | | | | | | | | | | | | ● | |
| | | 2. 発達段階に応じた教育の振興 | | ○ | | | | | | | | | | | | | ● | |
| | | 3. 青少年の健全な育成の推進 | | | | | | | | ● | | | | | | | | ○ |
| | | 4. 高等教育の充実 | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2. 多彩な県民活動の推進 | 1. 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進 | | | | | | | ○ | | | | | | | | | ● |
| | | 2. スポーツの振興 | | | | | | | | | | | | | | | | ● |
| | | 3. 文化芸術の振興 | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 3. 人権の尊重と相互理解の推進 | 1. 人権施策の推進 | | | | | | | | ● | ○ | | | | | | | ○ |
| | | 2. 男女共同参画の推進 | | | | | | | | ● | ○ | | | | | | | ○ |
| | | 3. 国際化と多文化共生の推進 | | | | | | | | ● | | | | | | | | |
| 4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用 | 1. 多様な自然の保全 | | | | | | | | ● | ○ | | | | | | | | |
| | 2. 自然とのふれあいの推進 | | | | | | ○ | ● | | ○ | | | | | | | | |
| | 3. 景観の保全と創造 | | | | | | | | ● | | | | ● | | | | | |
| | 4. 文化財の保存・継承と活用 | | | | | | | | | | | | | | | | ● | |
| | 5. 環境保全の推進 | | | | | | | | ● | | | | ○ | | | | | |
| | 6. 再生可能エネルギーの利活用の推進 | | | | | | | | ● | ○ | | | | ○ | | | | |
| 政策：15本 | | 施策：61本 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画推進に向けた県の基本姿勢 | 1. 県民の総力を結集できる行政の推進 | | ● | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 2. 市町村との更なる連携による行政の推進 | | ○ | | | ● | | | | | | | | | | | | |
| | 3. 財政健全化に向けた改革の推進 | | ○ | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4. 迅速に活動できる組織の運営 | | | ● | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5. 政策推進システムの充実 | | ● | | | | | | | | | | | | | | | |

(注)着色している施策は、「まち・ひと・しごと創生 鳥根県総合戦略」と関連の深いものを指す

「島根総合発展計画」の施策目的の達成度予測と今後の取組みの方向性

・28年度末の達成度予測 「A」達成できる 「B」概ね達成できる(見直す点がある) 「C」達成は困難

・成果参考指標 目標値のうち2段階書きになっている数字については、次のとおり

上 段:再設定した取組目標値

下段の括弧内数字:総合発展計画第3次実施計画の目標値

| 施策名 | 目的 | 平成28年度の施策目的の達成度予測 | | 今後の取組みの方向性 | 成果参考指標 | | | | 終了部局 |
|---------------------|---|---|--|-------------------------------------|----------|-------------|---------|---------|------|
| | | 判断 | 判断理由 | | 単位 | 27年度実績値(参考) | 28年度目標値 | 31年度目標値 | |
| I-1-1 企業の競争力強化 | 特徴ある県内産業のポテンシャルを活かしながら、イノベーションを促進することにより、企業の競争力を高め、収益力を向上することを指します。 B | 県内ものづくり企業の経営、技術、販路などの個別課題への対応、及び新たな事業を展開するための研究開発、販路確保、設備投資等に対する支援の実施と継続的なフォローアップを行うことにより、雇用、付加価値の増加が図られる。 ・他方、世界経済の景気動向や為替相場などの外的環境の変化による影響や、有効求人倍率が低い水準にあることとから、労働力の安定的な確保などが懸念される。 | ・経営環境の変化に対応した経営、技術、販路強化に向けた総合的な支援や、新分野参入、企業連携、生産性向上などの新たな取組みに対する支援を行う。 ・グローバル化への対応として、県内企業の海外展開の検討から、計画策定、進出、進出後の事業運営に至るまでサポート・オフィスによりAN進出企業に対しては、タイのビジネスサポート・オフィスにより販路上の課題解決に向けて対応する。また、JETROや現地コネクター等の一環の活用により、海外の最新情報やバイヤー等のニーズ把握に努めることともに、県内の買貿易支援機関の体制強化を図る。 ・業種産業の基盤強化のため、成長分野への参入や人材確保・育成、企業連携、設備投資、情報発信などを産学官及び外部専門家が連携して継続的に支援する。 | 人 | H27.86 | 125 | 500 | 商工労働部 | |
| I-1-2 新産業・新事業の創出 | 産学官連携や異業種・異分野連携により、島根県のオンラインワンマンの技術・製品・サービスの創出や新たなビジネスの担い手となる起業家の育成を行い、県内企業の新事業展開を促進します。 B | ・先端技術イノベーションプロジェクトは、5カ年の計画期間の4年目を迎えており、技術移転が図られる動きが加速している。 ・ヘルスケアアピアビジネス創出支援事業では、前年度モデル事業の実施案件をフォローアップし、事業化に結び付けていく。 ・島根大学・松江高専・県産業技術センターと県内企業との共同研究・委託研究件数は、過去数年順調に伸びている。 ・創業支援事業計画策定団体も、平成28年6月に新たに3団体認定され、13団体となり、市町村を単位とした包括的創業支援体制の整備が進んでいる。 ・先端技術イノベーションプロジェクトでは、より多くの要件を事業化支援するため市場ニーズの変化に対応した技術開発・事業化支援が必要である。また、ヘルスケアアピアビジネス創出支援事業では、普及啓発から事業化に至るまで産学官金が連携して取り組む必要がある。 | ・先端技術イノベーションプロジェクトは、市場動向を捉えながら県内企業との共同研究開発を推進し、早期事業化を目指す。 ・ヘルスケアアピアビジネス創出支援事業は、協議会において課題解決に向けた連携を促め、セミナーを通じて普及啓発を図る。また、モデル構築支援事業や事業者向けの人材育成講座の実施により、事業化の促進と新たなビジネスモデルの創出を目指す。 ・「1学」のシナジーと「産」のニーズのマッチングの機会を増やすとともに、県内企業と高等教育機関の連携強化につながるイノベーション事業を実施する。 ・これまで県内企業と産学官が連携して取り組んできた関係機関連絡会や支援者向けセミナーを開催する。 | 件 | 8 | 10 | 30 | 商工労働部 | |
| | | | | 製造業の従業員1人当たり年間付加価値額 | H29.2頃公表 | 920 | 950 | | |
| | | | | 産学官連携や異業種・異分野連携による新製品・サービス等の創出数(累計) | | | | | |
| | | | | 産学官連携強化に基づく創業支援による創業者数 | | 215 | 210 | 300 | |

| 施策名 | 目的 | 判断 | 平成28年度の施策目的の達成度予測 | 判断理由 | 今後の取組みの方向性 | 成果参考指標 | | | | | 幹事部局 |
|-----------------------|---|----|--|--|--|--------------------------------|----|-------------|---------|---------|-------|
| | | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度実績値(参考) | 28年度目標値 | 31年度目標値 | |
| | | | | | | | | | | | |
| I-1-3 I T 産業の振興 | 多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、I T技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、県内のソフト系I T産業の技術開発力、競争力の強化、ビジネス拡大を目指します。 | B | 県内I T企業のシステム開発件数が増加しており、新規立地及び事業拡大による設備投資も盛調に伸びていることから、技術者数・売上高とも増加が見込まれる。 全国的な技術者不足の状況からU I Tターンの高いビジネス確保は難しさを増すと見込まれる。 自社は製品を開発し販売するなど収益性の高いビジネスを展開することや、異業種と連携し新たなサービスを創出する企業が少ない。 | ・ 県内I T企業のシステム開発件数が増加しており、また、新規立地及び事業拡大による設備投資も盛調に伸びていることから、技術者数・売上高とも増加が見込まれる。 ・ 全国的な技術者不足の状況からU I Tターンの高いビジネス確保は難しさを増すと見込まれる。 ・ 自社は製品を開発し販売するなど収益性の高いビジネスを展開することや、異業種と連携し新たなサービスを創出する企業が少ない。 | ・ しまねソフト研究開発センターを中心に先駆的技術の開発、高度I T人材の育成、集積、地域産業におけるI T利活用を促進する。 ・ 受注開業の多様化、自社製品の開発、販売、異業種との連携によるサービス創出を促進するため、事業の多様化、技術・開発力の向上にチャレンジする企業を支援する。 ・ サービスを単独に提供する事業者と一体(パートナー)となつて、新たな市場獲得を目指す。 ・ 県内の高校や専門学校等での人材育成に力を入れ、県内の確保に引き続き取り組み、R u b yなどを使ったオープンソースソフトウェア等の実践的な講座を開催し、エンジニアを育成する。 | ソフト系I T産業の技術者数 | 人 | 1,284 | 1,324 | 1,550 | 商工労働部 |
| | | | | | | ソフト系I T産業の年間売上高 | 億円 | 228 | 240 | 280 | |
| | | | | | | U I Tターンの支援により確保した技術者数(4年間の累計) | 人 | H27:25 | 20 | 80 | |
| I-1-4 企業立地の推進 | 県外からの新規立地や県内企業の再投資を促すことにより、県内産業の高度化と雇用の創出を目指す。 | B | ・ 昨年度の企業立地計画の新規認定は県外企業と県内企業あわせて32件で、平成4年度の制度開始以降の最高となり、新規雇用者計画数は827人であった。このうち、中山間地等の立地は14件で、新規雇用計画数は250人であった。 ・ 引き続き今年度も製造業、ソフト系I T産業ともに新規立地に向けて積極的な誘致活動を行っている。また、中山間地域等への企業立地を働きかけている。 ・ ただし、新規立地については他県との誘致競争が激化しており、また、製造業が前年度に比して設備投資の勢いが低下していることや、ソフト系I T産業を含めた人材確保が厳しいことから、減少が見込まれる。 | ・ 全国的に誘致競争が激しくなっており、企業にとって魅力ある立地環境の整備を進める。 ・ 人材確保やインフラ整備など、企業のニーズにきめ細やかに対応するため、市町村や関係機関との連携を一層深める。 ・ 空き店舗や廃校、古民家等を活用したI T企業の立地や、本社機能の地方移転の促進支援など、地域の特性や資源を活かした企業立地を推進する。 ・ 中山間地域等へ立地する企業の雇用助成を拡充するなど、企業立地による雇用創出効果が中山間地域等へも波及するような取組みを進める。 ・ I T企業の集積を県西部や離島・中山間地域へも広げるため、移住体験ツアーやI T個人事業主の開業支援を市町村と連携して進める。 | ・ 全国的に誘致競争が激しくなっており、企業にとって魅力ある立地環境の整備を進める。 ・ 人材確保やインフラ整備など、企業のニーズにきめ細やかに対応するため、市町村や関係機関との連携を一層深める。 ・ 空き店舗や廃校、古民家等を活用したI T企業の立地や、本社機能の地方移転の促進支援など、地域の特性や資源を活かした企業立地を推進する。 ・ 中山間地域等へ立地する企業の雇用助成を拡充するなど、企業立地による雇用創出効果が中山間地域等へも波及するような取組みを進める。 ・ I T企業の集積を県西部や離島・中山間地域へも広げるため、移住体験ツアーやI T個人事業主の開業支援を市町村と連携して進める。 | 企業立地による新規雇用者計画数(4年間の累計) | 人 | H27:827 | 540 | 2,160 | 商工労働部 |
| | | | | | | 上記のうち中山間地域・離島(4年間の累計) | 人 | H27:250 | 220 | 880 | |

| 施策名 | 目的 | 判断 | 判断理由 | 今後の取組の方向性 | 成果参考指標 | | | | | 幹事部局 |
|---|---|----|---|--|---------|--------|-------------|-------|------|------|
| | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | |
| | | | | | | | 実績値 (参考) | 目標値 | 目標値 | |
| 1-2-1 農林水産物の生産や加工、流通に売れる農林水産品・加工品づくり | 農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うとともに、消費者が安心して農林水産物を購入できるように、生産段階での安全管理を推進すること、生産段階での安全を活かした産地形成を推進すること、加工品づくりを促進し | | <p>【判断理由】</p> <p>【農畜産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 米については、市場ニーズが高い「つや姫」への転換、1.9mm選別網目の導入等により食味・品質の向上を推進している。 平成30年からの生産調整後、伸びているが、産地間競争に勝ち残るため、業務用の拡大に向けた取組が必要になっている。 国芸について、リースハウス・団地事業により新規生産希望者を支援しており、主要国芸品種の生産率は伸び続けている。一方、高齢化の進行等により農業者が安定し栽培面積が減少しており、意欲的な新規就農者が安定し継続できる経営体へ発展していくための支援が急務である。 有機農業・特別栽培農産物については、組織化や技術の普及等の課題解決によりさらなる拡大が期待できる。特別栽培農産物のうち「つや姫」についても順調に面積拡大している。 畜産では全国トップレベルの種雄牛の育成、肉用牛の低コスト生産対策等により生産頭数は下げ止まっている。更に、集落営農組織が放牧経営に取り組み機運が高まりつつあり、それに対応した支援が必要になっている。 <p>【林業・木材産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県産原木の自給率は向上し、木質バイオマス発電の開拓に伴い林地残材の利用が進み、また、雇用者も順調に増えている。 原木生産は着実に増加し、大口需要先への計画的・安定的な原木供給に向けた取組みが進みつつある。 一方、県産原木の供給ギャップはまだ大きい。更に、原木増産に向けた生産基盤の整備、生産コスト等の縮減による伐採収益の確保や再造林の低コスト化を推進する必要がある。 <p>【水産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜田地域の沖合及び網漁業の構造改革を進めていく。穴通湖のシンジミは、資源管理強化の取組みなどにより漁獲量が増加傾向にある。 一方、依然として水産物の消費低迷が続いている。また、操業経費の増大、魚血の低迷等に対応した構造改革を進めており、その着実な推進に支援が必要である。 <p>【6次産業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6次産業を推進するにあたっては、市町村との連携強化が進み、個々の企業・農家において具体的な取組のプラットフォームや方向性の共有が進みつつある。 また、個別事業者の連携に留まらず、地域が主体となった広がりのある6次産業の取組を拡大することが重要である。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 美味しさを認証の普及に取り組みんだ結果、認証数は着実に増加している。 美味しさを認証の一層の拡大と認知度向上が必要である。 | <p>【農畜産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 米については、産地間競争に勝ち残れるよう、消費者や需要者との結びつきを強固にするなど、「売れる米づくり」に向けた販売対策をより一層強化する。 国芸については、意欲のある生産者が団地の集積や労働力の確保を安定的に実現できるよう法人化を進め、産地再生を担う中心的な経営体となるよう誘導していく。 有機農業については、生産者の組織化を支援するとともに、農業技術センターが開発した技術の普及やJ Aを通じた販路の拡大、消費者理解を進めるための情報発信等を行う。 畜産については、新たな担い手の確保、放牧などによる低コスト生産の推進や、分業化を進めるための共同子牛育成施設等の整備等生産基盤の強化を進めるとともに、引き続き優良な種雄牛の作出等に取組む。 <p>【林業・木材産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 川上・川下の事業体による原木安定供給協定の締結などを進めるとともに、高性能林業機械や林道、林業専用道、森林作業道、高付加価値加工施設などの整備、優良苗木の生産、林業機械のオペレーターなどの人材育成、県外販路の開拓を引き続き推進する。 <p>【水産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国産産物を活用した漁業の構造改革の取組みを継続するとともに、水産技術センターで消費者ニーズや産地の動向等を踏まえた高品質化のための技術開発を行い、J Fしほねや加工業者と連携して本県産水産物を利用した商品開発を進める。また、穴通湖のシンジミについては、資源改善、資源管理等の取組みを推進する。 <p>【6次産業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が中心となつた広がりのある6次産業の展開を促進するとともに、事業者や現場の状況に対応するためのコーディネーター、サポート体制づくりを進める。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 美味しさを認証等による生産工程管理の推進、消費者PRを実施するとともに、食育推進組織と連携して販路開拓や消費者理解を推進する。 | % | 56 | 60 | 65 | | |
| | | | | | % | 23.3 | 24 | 30 | | |
| | | | | | ha | 1,954 | 2,760 | 3,780 | | |
| | | | | | 頭 | 6,686 | 6,756 | 7,000 | | |
| | | | | | 万 t | 6.5 | 6.5 | 6.9 | | |
| | | | | | % | 38 | 39.5 | 44 | | |
| | | | | | 万㎡ | 47.5 | 52.0 | 64.0 | | |
| | | | | | 万本 | 106 | 120 | 170 | | |
| | | | | | 人 | 85 | 100 | 100 | | |
| | | | | | 億円 | 217.0 | 222.6 | 234.0 | | |
| | | | | | 事業体 | H27:16 | 35 | 139 | | |
| | | | | | 人 | H27:13 | 21 | 84 | | |

| 施策名 | 目的 | 判断 | 判断理由 | 今後の取組みの方向性 | 成果参考指標 | | | | | 幹事部局 | | |
|---------------------------------|---|----|---|---|---------|--------------|--------------|------|------|------|-----|-----|
| | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | | | |
| | | | | | | | 実績値 (参考) | 目標値 | 目標値 | | | |
| 1-2-2 県産品の販路 開拓・拡大の 支援 | 消費者や流通関係者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品、加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、生産者や製造事業者の多様な流通、販路手やネットの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。 | | 島根フェア開催支援及びバイヤーへの商品提案により、県産品の県外への取引きが拡大している。生産者・製造業者向け基礎講座や消費者モニター活用を通じて、商品力強化に取り組み事業者は増えている。にほんばし島根館は、首都圏消費者に対する島根の情報発信拠点として有効に機能している。アツッした食品輸出コンソーシアムと現地輸入卸がタイアップした見本市・展示会出席、小売店でのフェア開催などにより、県産品の競争力を高め、輸出拡大に繋げる体制が整備されつつある。・学校給食における県産品の使用割合が確実に増えている。平成24年度にも参画して設立した木材製品県外出荷しまね事業体連合会は、大阪、名古屋、東京、福岡に出展することで認知度を向上させ、県外への木材製品の出荷を伸ばした。・販路拡大の取組みについては、小規模の生産事業者や製造事業者が多く、個々の事業者単独での販路拡大には、人的・資金的な制約があるため、今後も関係団体と連携した支援が必要である。 | 【県産品の販路拡大】 ・県産品を取り扱う小売店や飲食店などへ取扱いを増やすよう継続的に働きかけるとともに、商品力強化のための消費者のニーズ把握、研修事業の実施、Web物産展の開催などによる営業力向上のための支援を行う。 ・農林水産品における生産者との連携の強化を図る。 ・事業者の商談率を上げるため、フォローアップも含めた参加型のあるマッチングの強化や、多様な販路開拓を支援を行う。特に小規模事業者などに対しては、商工団体などと連携し必要支援を行う。 【食品産業の総合支援】 ・食品産業をプロモーションに際しては、個々の競争力を高める取組みを行う。特に、今後いっそう生産工程管理や衛生管理水準の向上が求められることから、それに対応した支援を行う。 【地産地消】 ・直売所の品揃え充実策による魅力ある店づくり、生産者などと給食施設が一体となった組織体制づくり、観光客等に評価される地元ならではの魅力あるレシピ作りやメニュー提供などにより、地産地消を推進する。 ・海外市場での販路開拓・拡大を見込める品目・対象国・地域を精査し、重点的な輸出販路の取組みを強化する。 ・セミナー、商談会、テスト輸出への支援などにより、輸出促進に向けた機運の醸成、県内産地間の連携強化、新規輸出品目の掘り起こしを図る。 【県産材の利用拡大】 ・県産材については、高品質化、高付加価値化により競争力を強化する。 ・県産木材住宅の県産材の活用率を高めることにより、県産材の使用することの意義などを推進する。 ・地方創生への取組みとして、支援対象を子育て世帯に限定した「木の家」を実施する。 | 1,158 | 1,333 | 1,530 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 1-2-3 農林水産業の育 担い手の確保 | 新規就業者を起し、その研修や経験の支援を行うことと、担い手となつた生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うこととで、農林水産業の担い手を確保・確保します。 | | 新規就業者数は、農・林・水産業ともに近年高い水準を維持している。農業は、平成27年度に169人と過去2番目の確保数となった。農・林業も、県内林業事業者で積極的な求人が行われており、新規就業者数は125人の新規就業者があった。水産業は、平成27年度は27人と前年より若干減少したが、近年は比較的高い水準で推移している。今年度も高校との連携、就業相談活動、技術研修等を引き続き実施することにより増える見込みである。農業者法人については、計画的な育成や研修会の開催等が実施されている。平成27年度は百済の産出量が増え、平成28年度も増える見込みである。年間漁業生産額300万円以上の自営漁業者数は、年間を通じて比較的高い水準の生産量が堅調に推移したことにより、平成27年度は一時的に実績値が上昇した。 | 【農業】 ・自営、雇用、半農半X、企業参入など、多様な農業者の確保に向けた就業相談活動の取組みを一層強化する。 また、就業後に必要知識を習得するための「しまねアグリビジネス実践スクール」のカリキュラムの充実、技術・経営指導という取り組み、新規就業者の育成・定着を支援する。 ・農業者に対して法人化のメリットの周知を図っていく。また、法人設立や経営規模拡大を計画している農家への支援策を検討していく。 【林業】 ・林業労働力確保支援センターとの連携による就業相談や現場体験の実施、雇用先となる事業者に対する就業条件の改善や労働災害の防止に向けた経営指導や支援を引き続き行う。 また、農林大大学における学生や事業林の就業者に対する高技能林業機械の養成・研修機能の充実を図る。 【水産業】 ・新規就業者への漁労技術習得や経営資金の支援等を引き続き実施する。 ・雇用型については、基礎知識を通じて経験の維持・安定化を図り、自営型については、新規漁法の導入、漁法や経営の複合化を通じてもつかりを行う。 ・県内水産高専からの就業については、高校制と十分な意見交換・調整を行いながら、継続的に実施していく。 | 437 | 430 (385) | 430 (385) | 200 | 200 | 200 | 100 | 100 |
| 1-2-3 農林水産業の育 担い手の確保 | 新規就業者を起し、その研修や経験の支援を行うことと、担い手となつた生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うこととで、農林水産業の担い手を確保・確保します。 | | 新規就業者数は、農・林・水産業ともに近年高い水準を維持している。農業は、平成27年度に169人と過去2番目の確保数となった。農・林業も、県内林業事業者で積極的な求人が行われており、新規就業者数は125人の新規就業者があった。水産業は、平成27年度は27人と前年より若干減少したが、近年は比較的高い水準で推移している。今年度も高校との連携、就業相談活動、技術研修等を引き続き実施することにより増える見込みである。農業者法人については、計画的な育成や研修会の開催等が実施されている。平成27年度は百済の産出量が増え、平成28年度も増える見込みである。年間漁業生産額300万円以上の自営漁業者数は、年間を通じて比較的高い水準の生産量が堅調に推移したことにより、平成27年度は一時的に実績値が上昇した。 | 【農業】 ・自営、雇用、半農半X、企業参入など、多様な農業者の確保に向けた就業相談活動の取組みを一層強化する。 また、就業後に必要知識を習得するための「しまねアグリビジネス実践スクール」のカリキュラムの充実、技術・経営指導という取り組み、新規就業者の育成・定着を支援する。 ・農業者に対して法人化のメリットの周知を図っていく。また、法人設立や経営規模拡大を計画している農家への支援策を検討していく。 【林業】 ・林業労働力確保支援センターとの連携による就業相談や現場体験の実施、雇用先となる事業者に対する就業条件の改善や労働災害の防止に向けた経営指導や支援を引き続き行う。 また、農林大大学における学生や事業林の就業者に対する高技能林業機械の養成・研修機能の充実を図る。 【水産業】 ・新規就業者への漁労技術習得や経営資金の支援等を引き続き実施する。 ・雇用型については、基礎知識を通じて経験の維持・安定化を図り、自営型については、新規漁法の導入、漁法や経営の複合化を通じてもつかりを行う。 ・県内水産高専からの就業については、高校制と十分な意見交換・調整を行いながら、継続的に実施していく。 | 58.6 | 59.7 | 63 | 1.2 | 1.3 | 1.5 | 100 | 100 |
| 1-2-3 農林水産業の育 担い手の確保 | 新規就業者を起し、その研修や経験の支援を行うことと、担い手となつた生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うこととで、農林水産業の担い手を確保・確保します。 | | 新規就業者数は、農・林・水産業ともに近年高い水準を維持している。農業は、平成27年度に169人と過去2番目の確保数となった。農・林業も、県内林業事業者で積極的な求人が行われており、新規就業者数は125人の新規就業者があった。水産業は、平成27年度は27人と前年より若干減少したが、近年は比較的高い水準で推移している。今年度も高校との連携、就業相談活動、技術研修等を引き続き実施することにより増える見込みである。農業者法人については、計画的な育成や研修会の開催等が実施されている。平成27年度は百済の産出量が増え、平成28年度も増える見込みである。年間漁業生産額300万円以上の自営漁業者数は、年間を通じて比較的高い水準の生産量が堅調に推移したことにより、平成27年度は一時的に実績値が上昇した。 | 【農業】 ・自営、雇用、半農半X、企業参入など、多様な農業者の確保に向けた就業相談活動の取組みを一層強化する。 また、就業後に必要知識を習得するための「しまねアグリビジネス実践スクール」のカリキュラムの充実、技術・経営指導という取り組み、新規就業者の育成・定着を支援する。 ・農業者に対して法人化のメリットの周知を図っていく。また、法人設立や経営規模拡大を計画している農家への支援策を検討していく。 【林業】 ・林業労働力確保支援センターとの連携による就業相談や現場体験の実施、雇用先となる事業者に対する就業条件の改善や労働災害の防止に向けた経営指導や支援を引き続き行う。 また、農林大大学における学生や事業林の就業者に対する高技能林業機械の養成・研修機能の充実を図る。 【水産業】 ・新規就業者への漁労技術習得や経営資金の支援等を引き続き実施する。 ・雇用型については、基礎知識を通じて経験の維持・安定化を図り、自営型については、新規漁法の導入、漁法や経営の複合化を通じてもつかりを行う。 ・県内水産高専からの就業については、高校制と十分な意見交換・調整を行いながら、継続的に実施していく。 | 183 | 185 | 200 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| 1-2-3 農林水産業の育 担い手の確保 | 新規就業者を起し、その研修や経験の支援を行うことと、担い手となつた生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うこととで、農林水産業の担い手を確保・確保します。 | | 新規就業者数は、農・林・水産業ともに近年高い水準を維持している。農業は、平成27年度に169人と過去2番目の確保数となった。農・林業も、県内林業事業者で積極的な求人が行われており、新規就業者数は125人の新規就業者があった。水産業は、平成27年度は27人と前年より若干減少したが、近年は比較的高い水準で推移している。今年度も高校との連携、就業相談活動、技術研修等を引き続き実施することにより増える見込みである。農業者法人については、計画的な育成や研修会の開催等が実施されている。平成27年度は百済の産出量が増え、平成28年度も増える見込みである。年間漁業生産額300万円以上の自営漁業者数は、年間を通じて比較的高い水準の生産量が堅調に推移したことにより、平成27年度は一時的に実績値が上昇した。 | 【農業】 ・自営、雇用、半農半X、企業参入など、多様な農業者の確保に向けた就業相談活動の取組みを一層強化する。 また、就業後に必要知識を習得するための「しまねアグリビジネス実践スクール」のカリキュラムの充実、技術・経営指導という取り組み、新規就業者の育成・定着を支援する。 ・農業者に対して法人化のメリットの周知を図っていく。また、法人設立や経営規模拡大を計画している農家への支援策を検討していく。 【林業】 ・林業労働力確保支援センターとの連携による就業相談や現場体験の実施、雇用先となる事業者に対する就業条件の改善や労働災害の防止に向けた経営指導や支援を引き続き行う。 また、農林大大学における学生や事業林の就業者に対する高技能林業機械の養成・研修機能の充実を図る。 【水産業】 ・新規就業者への漁労技術習得や経営資金の支援等を引き続き実施する。 ・雇用型については、基礎知識を通じて経験の維持・安定化を図り、自営型については、新規漁法の導入、漁法や経営の複合化を通じてもつかりを行う。 ・県内水産高専からの就業については、高校制と十分な意見交換・調整を行いながら、継続的に実施していく。 | 1,120 | 280 | 1,120 | 100 | 100 | 100 | 100 | |
| 1-2-3 農林水産業の育 担い手の確保 | 新規就業者を起し、その研修や経験の支援を行うことと、担い手となつた生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うこととで、農林水産業の担い手を確保・確保します。 | | 新規就業者数は、農・林・水産業ともに近年高い水準を維持している。農業は、平成27年度に169人と過去2番目の確保数となった。農・林業も、県内林業事業者で積極的な求人が行われており、新規就業者数は125人の新規就業者があった。水産業は、平成27年度は27人と前年より若干減少したが、近年は比較的高い水準で推移している。今年度も高校との連携、就業相談活動、技術研修等を引き続き実施することにより増える見込みである。農業者法人については、計画的な育成や研修会の開催等が実施されている。平成27年度は百済の産出量が増え、平成28年度も増える見込みである。年間漁業生産額300万円以上の自営漁業者数は、年間を通じて比較的高い水準の生産量が堅調に推移したことにより、平成27年度は一時的に実績値が上昇した。 | 【農業】 ・自営、雇用、半農半X、企業参入など、多様な農業者の確保に向けた就業相談活動の取組みを一層強化する。 また、就業後に必要知識を習得するための「しまねアグリビジネス実践スクール」のカリキュラムの充実、技術・経営指導という取り組み、新規就業者の育成・定着を支援する。 ・農業者に対して法人化のメリットの周知を図っていく。また、法人設立や経営規模拡大を計画している農家への支援策を検討していく。 【林業】 ・林業労働力確保支援センターとの連携による就業相談や現場体験の実施、雇用先となる事業者に対する就業条件の改善や労働災害の防止に向けた経営指導や支援を引き続き行う。 また、農林大大学における学生や事業林の就業者に対する高技能林業機械の養成・研修機能の充実を図る。 【水産業】 ・新規就業者への漁労技術習得や経営資金の支援等を引き続き実施する。 ・雇用型については、基礎知識を通じて経験の維持・安定化を図り、自営型については、新規漁法の導入、漁法や経営の複合化を通じてもつかりを行う。 ・県内水産高専からの就業については、高校制と十分な意見交換・調整を行いながら、継続的に実施していく。 | 275 | 238 | 250 | 100 | 100 | 100 | 100 | |

| 施策名 | 目的 | 判断 | 判断理由 | 今後の取組みの方向性 | 成果参考指標 | | | | | 幹事部局 |
|---|---|---|---|--|---------|--------|-------------|--------|-------|-------|
| | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | |
| | | | | | | | 実績値 (参考) | 目標値 | 目標値 | |
| I-3-1 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | 県内各地域の観光資源を活用した持続可能な観光地づくりを推進します。 | | ・観光入込客年間延べ数は平成26年33,207千人から平成27年33,158千人に、宿泊客年間延べ数は平成26年3,689千人から3,687千人とほぼ横ばい(微減)だが、年間観光消費額は0.5億円増え1,367億円となった。「津和野町・今春～百景図を歩く～」が国室に指定された。さらに平成28年度には「出雲國たたら風土記」が日本遺産に認定され、誘客への効果が出ている。 B ・石見地域や隠岐地域は、松江・出雲圏域に比較して入込客が少ない。 ・国内の旅行市場は、観光客のニーズが多様化し、地域間競争が激化している。 | 地域が主体となった観光地づくりがさらに進展し、島根ならでは観光資源を観光客が体感し満足してもらうため、市町村や観光協会、観光事業者などが連携して支援する。 また、観光協会の観光事業者など地域の観光を担う官民の人材育成を強化していく。 石見地域や隠岐地域への観光誘客を進めるため、隠岐ユネスコ世界石臼ハバロを契機とした観光や、夏をはじめ様々な観光サービス向上、石見温泉や温泉など地域資源を活用した魅力づくりなど、個人客の満足度を向上させ、リピーターとして繰り返し来訪している。ただ、競争が激化する市場に対応するため、観光事業者などが取り組む新たな分野へのチャレンジに対し、支援していく。 | 千人 | 33,158 | 33,530 | 34,000 | 商工労働部 | |
| I-3-2 「歴史」「自然」「文化」「芸術」など島根県独自の魅力を、様々なメディアを活用し国内外に向けて総合的に情報発信し、認知度の向上を図ります。 | | B ・タレントを活用したプロモーション映像やポスターの制作、キャラクター素材を活用した情報発信などにより、意向が上昇している。「ご縁の国しまね」の認知度や来訪者数が増えている。 ・松江城天守の国室指定、「津和野今昔」・「出雲國たたら風土記」の日本遺産認定など島根の「本物」の魅力が認められている。 ・都道府県観光力度ランキングは、平成26年度に出雲大社・平成大運宮が多かったことにより過去最高だったが、平成27年度は前年度からの反動や北陸新幹線開通もあり、低下した。 | 「ご縁」や「神々の国」といった島根のイメージを様々なメディアを通じて力強く情報発信するとともに、あらゆる世代に向けた情報発信や誘客策を推進していく。 ・首都圏や関西、四国、九州など大都市圏からの誘客や海外からの誘客に向け、縁結びの地、石見温泉、ユネスコ世界石臼ハバロなど、その地でしか味わえない本物の魅力を積極的に情報発信し、全県その観光誘客につなげていく。 ・外国人旅行者に向けたプロモーション活動を積極的に行うとともに、団体向け旅行商品の充実、個人旅行者向け情報発信の強化に取り組んでいく。 | 万人 | 1.8 | 1.8 | 2.0 | 商工労働部 | | |
| I-3-3 外国人観光客誘客の強化 | アジア地域や欧米地域を対象に訴求力の高いプロモーションや情報発信、変入環境整備などを実施することにより、今後、増加が見込まれる外国人観光客の誘客を促進します。 | B ・主要観光施設の外国人利用者数は平成26年7.5万人から平成27年11.5万人と約1.5倍に、外国人宿泊延べ数は平成26年3,070万人から5,270万人と1.7倍に増えた。 ・やまなみ街道やしまなみ海道、サイクリングロードなどが注目され、人の流れが増えつつある。また、JRR西日本及び中国五県と連携した着地旅行商品の整備や、広島を訪れる外国人観光客の誘客が進みつつある。 ・平成28年度に山陰インバウンド機構が設立され、「緑の道～山陰～」が広域観光周遊ルートに認定された。 ・外国人観光客の誘客を促進していくためには、同機構のさらなる推進体制の強化や関係機関との連携が必要である。 | 外国人旅行者の増加や、海外からの観光客の受入環境を整備する。 ・山陰インバウンド機構との連携や関係団体との共同でのプロモーション活動を円滑に行う。 ・韓国、台湾、タイの現地法人に委託して、海外でのプロモーション活動を円滑に行う。 ・山陰インバウンド機構が設立され、「緑の道～山陰～」を活用して外国人観光客の誘客に取り組んでいく。 ・山陰インバウンド機構と県が連携し、プロモーションの効率的な実施に努めるとともに、機構職員のスキルアップを図る。また、同機構の一般社団法人化に向けた取組みを進めていく。 | 万人 | 11.5 | 10.9 | 16 | | | 商工労働部 |
| | | | ・都道府県観光力度ランキング 都道府県観光力度ランキング | 万人 | 40 | 35 | 20 | | 商工労働部 | |
| | | | 島根県への来訪意向割合 | % | 11.5 | 12.0 | 15 | 商工労働部 | | |
| | | | 外国人宿泊客延べ数(暦年) | 万人 | 5.2 | 5.0 | 8 | | | 商工労働部 |
| | | | 消費税先払店舗数 | 店舗 | 44 | 58 | 100 | | 商工労働部 | |

| 施策名 | 目的 | 判断 | 平成28年度の施策目的の達成度予測 | 判断理由 | 今後の取組みの方向性 | 成果参考指標 | | | | | 幹事部局 | | |
|------------------------|---|----|--|---|------------|---------|-------|-------------|------|------|------|------|-------|
| | | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | | | |
| | | | | | | | | 実績値 (参考) | 目標値 | 目標値 | | | |
| I-5-2 人材の育成・定着 | 多様な職業能力向上の取組みや就業環境の整備を支援し、地域産業を担う人材の育成・定着を目指す。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 県が実施する人材育成研修の受講者は、平成26年度1,259人から平成27年度1,511人と増加した。 雇用環境の改善については、アドバイザー派遣の利用企業数はほぼ横ばいであるが、相談内容別延件数が伸びており企業等の雇用環境に対する関心が高まりつつある。 今年度から始めている出産した従業員の子供の保育取得と復帰に取り組む企業に対する支援については、徐々に利用が伸びており後半に向けて利用拡大が見込まれる。 平成24年3月の新規高校卒業生の就職後3年以内の定着率は全国平均の60.0%を上回っているが、新規大学卒業生の就職後3年以内の定着率は全国平均67.7%を下回っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 経営者向けの研修などを通じて経営者の意識改革を図り、企業の人材の育成・定着を図る取組みを進めるとともに、企業が取り組む人材育成や雇用環境の改善に対する支援などにより、働きやすさ力ある職場環境づくりを促進していく。 企業ニーズに対応した職業訓練や研修を実施することにより、企業が求める人材の育成を進める。 若年者に対しては、就職内定時から段階的に各地域で市町村等と連携した研修実施等により人材育成や職場定着を図っていく。また、学生等にインターンシップなどを実施し、定着率の向上に努める。 中学生を対象としたものづくり体験教室の開催やものづくり技術者の素養を高めるPRなどにより、若年者が「ものづくり」に関心を持つ取組みを進めていく。 | % | % | 70.0 | 62.5 | 70.0 | 70.0 | 70.0 | 70.0 | 職工労働部 |
| I-5-3 UIターン希望者の定住促進 | <ul style="list-style-type: none"> UIターン希望者に対する、総合的な定住情報を提供するとともに、産業界や無料職業紹介による就業支援等により、定住の促進を目指す。 | B | <ul style="list-style-type: none"> UIターン希望者数は、これまで増加傾向で推移している状況であり、平成28年度も前年同期と比較して増加している。 産業界との連携は順調に増加している。 島根ふるさと情報登録事業の登録者については、目標どおり数字が伸びてきている。 UIターン希望者に対する定住促進については、近年増加傾向にある。 UIターン希望者に対する定住促進については、近年増加傾向にある。 UIターン希望者に対する定住促進については、近年増加傾向にある。 UIターン希望者に対する定住促進については、近年増加傾向にある。 | 人 | 人 | 3,000 | 1,650 | 3,000 | 500 | | | | |
| I-6-1 高速道路網の整備 | 高速道路や、高速道路へつながるアクセス道路の整備を進め、産業活動を支える高速交通網の形成を目指す。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 県は用地取得や文化財調査、その他の事業調整において国を支援している。 平成28年度には、浜田三隅道路が全線開通する予定であり、山陰道の整備は着実に進んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業中区間は、円滑な事業進捗を図るため国と工程会議を行い、用地取得を始めとした全体工程等調整を図る。 用地取得は国に体制強化を求めつつ県・地元市の支援を継続していく。 文化財調査は地元市の応援を要請する。 福光・浅利道路を除く事業中区間の用地難航箇所の早期取得に向けて今後2年間で集中的に取り組む。 福光・浅利道路は早期に地元との推進協議会を立ち上げ、測量調査に入る。 益田～萩間は新規事業化に向け益田市や山口県側と連携し、国に強く働きかけていく。 アケハス道路等地方の専断する整備事業に対して、十分な予算を確保するよう国に対し、働きかけていく。 1日も早い全線開通に向けた戦略的な広報・要望活動として、国に対して早急自治体や経済団体、県民と一緒に進んでいく。 | % | % | 67 | 59 | 67 | 56 | 67 | 67 | 土木部 |

| 施策名 | 目的 | 判断理由 | 今後取り組みの方向性 | 成果参考指標 | | | | | 幹事部局 |
|-----------------------|--|---|---|---------|-----|-------------|------|------|------|
| | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | |
| | | | | | | 実績値 (参考) | 目標値 | 目標値 | |
| II-1-3 原子力安全の充実・強化 | 原子力発電所周辺地域の環境放射線測定監視や発電所の運転状況等に関する情報公開に努めることにも、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。 | ・2県6市の枠組みでの原子力防災訓練の実施、地域防災計画や広域避難計画の見直し、モニタリングポストの増設などの取り組みを進めている。 ・原子力防災訓練の一環として、原子力災害医療活動訓練及び避難行動要支援者等の避難訓練を実施し、また、安定ヨウ素剤の事前配布及び備蓄の拡大に着手している。 ・緊急時モニタリングや避難遅延時検査(スクリーニング)体制の整備、輸送手段や要支援者避難の組織的取り組み作りなど、放射線監視体制や避難対策を含む原子力防災体制の充実が必要がある。 | 鳥根原第1号機の廃止措置及び2号機の再稼働については、現行の原子力規制委員会において廃止措置計画及び新規制基準適合性の審査終了後に国からよく説明を受けた上で、県民、松江市や周辺自治体などの意見をよく聞き総合的に判断する。 ・原子力災害対策指針の改定など国の対応を踏まえ、防災計画・避難計画を改定するなど緊急時の対応体制をさらに充実する。また、ヨウ素剤の配布、避難遅延時検査(スクリーニング)体制の拡充等を行う。必要に応じて地域防災計画(原子力災害対策編)や広域避難計画の見直しを行う。 ・県境を越える広域避難時の受け入れ先の調整や避難所等が必要となる物資等の調達の見直し、モニタリングや避難遅延時検査(スクリーニング)での財政的な支援を求めていく。 ・引き続き、国の人的・物的・財政的な支援を求めていく。 ・緊急時モニタリング体制については、モニタリングポストの整備や国の検診状況踏まえて体制拡充を行う。 ・原子力災害医療体制の維持については、国が前面に立って調整し、必要な支援、協力を行うこと、また安定ヨウ素剤の副作用・副作用に関する補償制度の創設を国へ要望協議していく。 | 93.4 | 95 | 95 | 95 | 防災部 | |
| II-1-4 治安対策の推進 | 県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会の実現に向け、順調に推移していること、また、自警自衛の意識が依然として高く、引き継ぎ、治安対策の推進が必要である。 | ・本年6月表現在の刑法認知件数は、前年比175件減少しており、県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会の実現に向け、順調に推移している。 ・高齢者が対象となる特殊詐欺が依然として発生していること、自動車盗等の被害時における無施設であった割合が全国でもワースト上位であることなどから、引き継ぎ、治安対策の推進が必要である。 | 平成26年8月5日、本県における新たな治安対策の指針として、「犯罪に強い社会の実現のための鳥根行動計画」を策定し、この新行動計画の着実な推進を通じて更なる治安の向上を目指すこととしている。 ・新行動計画では、少子高齢化の進展、地域との関わり希薄化等の社会構造の変化を踏まえ、行政機関のみならず地域全体が連携しながら、子供、女性、高齢者を始めとする県民の安全を守るための各種対策や再犯防止対策の強化等に取り組むとともに、サイバー犯罪・サイバー攻撃、組織犯罪等の新たな脅威に対する対応能力の強化等を図ることとしている。 ・計画体系は、7つの視点の下に35施策・161事業で構成する中、具体的には、 ①活力ある社会を支える安全、安心の確保 ②犯罪者を生まない社会の構築及び再犯防止対策の推進 ③安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在者対策 ④社会を脅かす組織犯罪への対応 ⑤安全なサイバー空間の構築 ⑥原子力発電所等重要施設に対するテロ対策・カウンターインテリジェンスの強化 ⑦ジェンダー平等の推進 ⑧犯罪に強い社会の実現に向けた基礎の強化 ⑨視点に基づき、人員、施設の充実、科学技術の活用等の多角的観点から基礎の強化に取り組むこととしている。 | 4.8 | 4.6 | 3.9 | 警察本部 | | |

| 施策名 | 目的 | 判断 | 判断理由 | 今後の取組みの方向性 | 成果参考指標 | | | | | 幹事部局 |
|--------------------|---|----|---|--|---------|---------|---------------------|------------------|-------------|------|
| | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度 実績値 (参考) | 28年度 目標値 | 31年度 目標値 | |
| | | | | | | | | | | |
| II-1-8 食の安全の確保 | 県民が安心して食生活を営むよう、食品の生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組む、食品の安全性を確保します。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 食中毒発生件数は平成26年の11件から平成27年は10件、うち広範囲な被害に繋がったりしやすい食品営業施設などでの発生は7件から6件に、指導強化により減少した。 毎年、家庭を原因とする食中毒発生が全体の10%程度を占めるが、事故は十分に把握できていない。また、根本的な予防対策のない寄生性食中毒が発生している。 | <ul style="list-style-type: none"> 食事業業者に対して、食中毒や異物混入等の食品衛生を担保するためのHACCP方式による衛生管理手法の導入を推進する。 調理従事者の健康管理、調理従事者による二次汚染の防止など、カンピロバクターやノロウイルス食中毒対策の徹底について指導・助言を行うとともに、調理従事者の健康確認に視点を置いて調理従事者健康確認状況点検票及び調理施設点検票を取り入れた監視指導を実施する。 また、関係者や県民に対して様々な媒体、講習会などを利用し、一層の啓発を行う。 平成27年4月に食品表示法が施行され、JAS法、食品衛生法、健康増進法に基づく表示基準が新しい表示基準として整理・統合されたことに伴い、昨年度、相談窓口を業衛生課及び保健所に一元化した。今年度から、食品表示に係る相談等に迅速・的確に対応するため、組織改正による体制強化を行っており、今後一層食品表示の適正化を図っていく。 食品の不適正表示に対する監視及び改善指導を強化する。 | 件以下 | 10 | 6 | 6 | 健康福祉部 | |
| II-2-1 健康づくりの推進 | 県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスを提供し、県民の生活にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 平均寿命については、男女とも平成31年度の目標を達成した。これは40～64歳の死亡、特に心疾患と脳血管疾患の死亡数の減少によるものと考えられる。 75歳未満がん年齢調整死亡率については、減少傾向にある。 | <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の発症率、死亡率等と各種調査結果について、県と市町村が協働で多角的な分析を行うことにより、市町村の課題や特徴に即した事業実施に取り組む。 特に働き盛り世代の健康実態の改善に向けた、保険者や関係団体との協働事業の実施等による働き盛り世代への健康経営の取組みを支援する。 自死対策は、心の健康を理解するためのストレスチェック等の配布、悩みを抱えた人が相談しやすいよう各種相談窓口の周知、いのちの電話のボランティア相談員の確保、自死の危険を示すサインに気づき、見守り、適切な行動が実施できるがらワークスペース、メンタルケア等の養成とメンタルケアの強化など県民運動的な取組みを進める。 公共機関の受動喫煙防止の取組強化、妊娠婦、未成年者の防犯の取組み、若年期の禁煙指導に向けた情報提供、県民運動のさらなる強化を図る。 食育や健康な食についての身近な地域での多様な情報発信を、民間企業や関係団体との連携により推進する。 健康づくりと介護予防の連携による高齢者の自立に向けた取組みを支援する。 指定難病、肝臓医療費の対患者への情報提供により、適切な制度利用での負担軽減と、専門相談やフォローアップによる療養支援を図る。 感染症のまん延を防止するため、医療機関と連携し速やかに感染症患者情報を把握し、県民や医療機関等への確に情報提供していくとともに、患者が発生したときには、徹底した調査・検査を実施し、感染拡大防止を図る。 | 歳 | 80.41 | 80.19 (79.95) | 80.53 (79.95) | 健康福祉部 | |
| II-2-2 地域福祉の推進 | 福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 民生委員の活動は、住民ニーズの多様化などにより、個々に関わる時間が多くなり訪問回数が増加している。 福祉人材センターの職業紹介により就職した福祉事業従事者数は、平成31年度の目標を達成した。 主として難島・中山間地域では福祉・介護職員の人材確保が難しい状況にあるため、引き続ききき人材確保を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の確保、育成については、職場環境の改善、職員の資質向上、意識啓発などに幅広く取り組んでいく。特に、若い年齢層への働きかけが重要であり、学生、保護者、教員などに福祉・介護職への知識や理解を深めてもらい、将来、地域の福祉・介護職場への就業に繋げる取組みを行っていく。 今後も継続的に福祉人材の確保対策に取り組んでいくために、安定した財源を確保できるような努める。 社会福祉法人の指導内容の統一的な水準を確保するため、県・市共同で設置、運営している所轄庁連絡協議会を効果的に運用する。また、県・市間の情報共有と連携、研修機会の確保により、県全体の指導・監査の均質化を図っていく。 市町村、島根県民生委員協議会及び市町村民生委員協議会と連携し、民生委員の負担軽減に向け、研修の充実や民生委員活動への理解促進に取り組んでいく。 財源面で、国に対し必要な要望を行っていく。 総合福祉センター利用率の向上に向け、まずは施設に足を運んでもらうために1フロア等で様々な展示等を行ったり、ホームページ | 件 | 320,943 | 306,000 | 325,000 | 健康福祉部 | |

| 施策名 | 目的 | 判断理由 | 成果参考指標 | | | | | 単位 | 27年度実績値(参考) | 28年度目標値 | 31年度目標値 | 幹事部局 |
|--------------------|---|---|--|---|-------------|---------|---------|-------|-------------|---------|---------|------|
| | | | 成果参考指標名 | | 27年度実績値(参考) | 28年度目標値 | 31年度目標値 | | | | | |
| | | | 内容 | 単位 | | | | | | | | |
| II-2-3 高齢者福祉の推進 | 高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となつて積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。 | <p>平成28年度の施策目的の達成度予測</p> <p>判断理由</p> <p>・認知症サポーター数については、着実に増加している。</p> <p>B</p> <p>・特別養護老人ホーム待機者数は順調に減少している。</p> <p>・介護職員数は関係団体等との連携した人材確保の取り組みにより、順調に増加している。</p> <p>・第6期計画(平成27～29年度)に基づき「地域包括ケアシステムの構築」に向け、市町村等とともに医療と介護の連携の強化、介護予防や生活支援サービスの充実などに取り組んでいる。</p> <p>・介護を要しない高齢者の割合は、前年度と大きな変化はないと思われるが、要介護認定率が高くなる85歳以上の高齢者人口が増加しているなか、早い段階から早期介入による地域移行については、残っている入所者は重度者、高齢者が多いが、グループホーム等の整備に加え、地域の相談支援体制の充実等を図っていくことにより、着実に進めていく。</p> <p>・施設・事業所における工賃は、販路開拓支援員派遣事業や就労支援センターの設置等により、全国上位の水準で推移し、順調に増加している。</p> <p>・精神障がい者の地域移行については、入院後3か月経過時点の退院率は概ね60%、入院後1年経過時点の退院率は90%弱となっており、今後も医療機関と地域支援事業者との連携を促進していく必要がある。</p> | 今後取り組みの方向性 | <p>・各市町村において、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」ができるだけ早期に構築されるよう、県として必要な支援や助言を行うしていく。</p> <p>・介護予防に資するサロン活動の通いの場の活性化など市町村が取り組む介護予防事業への支援や、介護予防の取組みの機能強化に向けてリハビリ等の専門職の関与を促進するための環境づくりに取り組む。</p> <p>・介護人材の新規就労の促進を図るため、介護や介護の仕事に対する理解促進のためのイメージアップ事業や、介護職員が高い専門性と誇りを持つよう働きかけを行う。資格取得による賃格改善やキャリアアップの支援など、関係団体などと協力し取り組む。</p> <p>・市町村の認知症施策の取組を支援するため、課題や情報を共有するための市町村会議を開催するとともに、教育委員会と連携して小・中学校の教育現場において認知症サポーター養成講座の開催に向けた環境づくりに取り組む。</p> | % | 84.4 | 85.0 | 85.0 | 健康福祉部 | | | |
| II-2-4 自らの自立支援 | 「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。 | <p>・施設・事業所における工賃は、販路開拓支援員派遣事業や就労支援センターの設置等により、全国上位の水準で推移し、順調に増加している。</p> <p>・精神障がい者の地域移行については、入院後3か月経過時点の退院率は概ね60%、入院後1年経過時点の退院率は90%弱となっており、今後も医療機関と地域支援事業者との連携を促進していく必要がある。</p> | <p>・制度について、市町村・事業者への説明会開催やHP掲載等、県内関係者への効果的な情報提供を行うとともに、研修会開催などにより人材育成に努めていく。また、相談支援アドバイザーやコーディネーターなどを配置・派遣しながら、関係機関や関係者の相互連携の体制強化やスキルアップに向けた支援を行う。</p> <p>・第4期障がい福祉計画に基づき、国庫補助金の積極的な確保に努め、グループホームや日中活動系サービスの施設整備を着実に進める。</p> <p>・平成26年4月に施行された改正精神保健福祉法を踏まえ、医療と福祉の連携による地域生活への移行がさらに進むよう、引き継ぎ、保健所を中心に各市町村の障害者総合支援協議会への参画や関係者会議による情報共有、精神科病院実地指導における指導などに取り組む。</p> <p>・平成30年4月に施行された障害者総合支援法の新たなサービス「就労定着支援」の動向を踏まえ、障がい者の生活・就労・定着を支援する障害者就業、生活支援センターと関係機関がネットワークを強化し、それぞれの機関が持つ既存の制度や取組みが有機的に繋がるよう連携する。</p> <p>・発達障がい者支援については、発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村の体制整備に向けたより専門的な支援、保健師・保育士等研修による人材育成などを行いながら、関係部局が連携した地域支援体制の構築を図っていく。</p> <p>・障がいを理由とする差別に関する相談に適切に対応できるよう窓口を有する行政機関によるネットワークを構築するとともに、あいさつ運動などを通じて住民や事業者、職員に対して障害者差別解消法の趣旨や障がいの特性などに関する普及啓発を反復継続的に行っていく。</p> <p>また、障がい福祉施設入所者などの安全の確保について、各施設の防犯措置の徹底、警察等関係機関との協力、連携体制の構築や、不審者の発見等防犯体制の強化につながるよう地域住民などと連携した地域に開かれた施設運営などを助言・指導していく。</p> | 人 | 21 | 88 | 178 | 健康福祉部 | | | | |
| II-2-5 生活衛生の充実 | 飲料水、医薬品等の安全性を確保するとともに、旅館業や理美容業などの生活衛生関係業の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。 | <p>A</p> <p>・各法令に基づく許認可、監視・指導の実施、県民に対する情報提供等を行うことにより、生活衛生に関する健康被害は防止できている。</p> | <p>・精神障がい者の入院後3か月経過時点の退院率</p> <p>86.7</p> <p>91</p> | 件 | 0 | 0 | 0 | 健康福祉部 | | | | |

| 施策名 | 目的 | 判断 | 判断理由 | 平成28年度の施策目的の達成度予測 | 今後の取組みの方向性 | 成果参考指標 | | | | | 幹事部局 |
|---------------------|--|----|---|-------------------|------------|---------|------|-------------|------|------|------|
| | | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | |
| | | | | | | | | 実績値 (参考) | 目標値 | 目標値 | |
| II-5-2 小さな拠点づくり | 中山間地域に今後も安心して住み続けることができるよう、県・市町村・県民の力を結集して「小さな拠点づくり」を進めます。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 「小さな拠点づくり」については、市町村向けの説明会や研修会を通して市町村と県との一体的な推進体制の構築を図っており、理解が広がっている。今後、住民主体の話し合いを丁寧に行い、一層の住民の機運醸成に取り組んでいく必要がある。 機能・サービスの集約化に向けた実践活動については、予算事業の活用等により取組みが広がっている状況である。 地域資源を活かした特産品開発については、必要に応じて、民間専門家による指導や研修会の開催、また、コミュニティ・サステナビリティによる育成支援事業等による支援が必要である。 | エリア | 59 | 77 | 150 | | | | |
| II-5-3 地域生活交通の確保 | 通学、通院、買い物等の日常生活を支える地域生活交通を確保します。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 交通弱者の移動手段の確保に向けた実践活動を開始する公民館エリア数については、「小さな拠点づくり」の機能・サービスの集約化に向けた実践活動と連動して取り組むなど、広がっている。 一畑電車については、沿線の人口減少、自動車利用の増加などにより、中長期的に利用者数は減少傾向にあるものの、利用者数はほぼ前年並みで、通勤通学定期利用は前年に比し伸びている状況にある。また、車両の更新など老朽化していた施設の整備により安全性の向上が図られ、安定した運行につながっている。 隠岐航路については、5月連休期間中の欠航による利用者数減はあるものの、概ね前年並みの利用者数となっている。 隠岐航路の岸壁については、平成26年度末に米居港の岸壁改良工事に着手するなど、順調に整備を進めている。 | エリア | 0 | 18 | 70 | | | | |
| II-5-4 地域情報化の推進 | 県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等の利活用を促すことにより、県民生活や産業活動における利便性の向上や、福祉・高齢者が連日地域の医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 県内におけるインターネット利用率は、40歳代以下では高水準にあり、50歳代以上でも上昇傾向にある。 電子申請は、申請・届出等のオンライン利用率が低調であるものの、年々利用率は上昇し、平成27年度89世帯が解消し、平成28年度は新たに133世帯が解消する予定である。 電子調達システムは、未達成の物品・役務につきシステムの利用率が低調であるものの、工事・業務は100%達成している。 高齢者層のインターネット利用率が若年層に比べて低く、情報リテラシー（情報を使いこなす能力）の向上を図る必要がある。 | エリア | 0 | 13 | 50 | | | | |
| | | | | | 事業者 | 9 | 6 | 15 | | | |
| | | | | | エリア | 0 | 18 | 70 | | | |
| | | | | | 万人以上 | 139.7 | 140 | 140 | | | |
| | | | | | 万人 | 44.1 | 44.3 | 45 | | | |
| | | | | | % | 89.4 | 97.8 | 100 | | | |
| | | | | | % | 76.3 | 77.5 | 83.0 | | | |

| 施策名 | 目的 | 判断 | 平成28年度の施策目的の達成度予測 | 判断理由 | 今後の取組みの方向性 | 成果参考指標 | | | | | 幹事部局 | |
|------------------|---|----|---|---|--|---------|--------|-------------|---------|------------------|-------|-------------|
| | | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度実績値(参考) | 28年度目標値 | 31年度目標値 | | |
| | | | | | | | | | | | | 27年度実績値(参考) |
| Ⅲ-2-2 スポーツの振興 | 県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりを目指します。 国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を自指します。 | B | 総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などを行うことで、障がいのある方も含め、多くの県民がスポーツ活動を実践できる環境は整いつつあるが、総合型地域スポーツクラブについての住民の認知度はまだ低い。そのため、スポーツクラブの魅力を発信していく必要がある。 学校体育団体の競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などの支援を行い、スポーツレジャーやスポーツ栄養士等の専門家による競技者への身体面・栄養面などの多面的なサポートを進め、競技力の向上を図ることで、全国大会で優秀な成績を収められる選手の育成を続けているが、優秀な競技力のある選手が育たれている環境整備を進める必要がある。 | ・総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などを行うことで、障がいのある方も含め、多くの県民がスポーツ活動を実践できる環境は整いつつあるが、総合型地域スポーツクラブについての住民の認知度はまだ低い。そのため、スポーツクラブの魅力を発信していく必要がある。 ・学校体育団体の競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などの支援を行い、スポーツレジャーやスポーツ栄養士等の専門家による競技者への身体面・栄養面などの多面的なサポートを進め、競技力の向上を図ることで、全国大会で優秀な成績を収められる選手の育成を続けているが、優秀な競技力のある選手が育たれている環境整備を進める必要がある。 | ・スポーツ活動の環境づくりを進めるため、地域住民がスポーツ活動への参加意識を高められるよう、「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの支援、育成を図っていく。 ・優秀な競技力のある成年選手が競技を続けるよう、受け皿となる県内企業などを確保するために、企業等にスポーツに対する理解や関心を高めるため、取組を進める。成年選手の育成については、県外遠征や県外強豪校を招いて行う合宿による選手強化、優秀な指導者の育成などを進めていく。また、中体連、高体連、県体、県体協などとの連携を図りながら、小・中・高と一貫した指導体制が確立されるよう進めていく。 | % | 36.4 | 37.0 | 40.0 | 28 | 28 | 教育庁 |
| Ⅲ-2-3 文化芸術の振興 | 広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができると目指します。 | B | 県民文化祭の実施主体である文化芸術団体や市町村文化祭の積極的な事業展開を促進するとともに、各事業の広報の増加につなげている。 ・県立文化施設についても、若者から高齢者まで幅広い層に訴求できる多様な企画展の開催、魅力的なホール事業を実施し入館者数の増加につなげている。 ・今後、青少年の文化活動の減少が懸念されている中で、青少年の文化活動の維持・活性化、活動水準の向上を図るには、学校文化活動への各種支援や児童生徒が文化芸術に親しむ機会の提供等が必要である。 | ・県民文化祭をさらに幅広い県民が参加できる開かれた文化祭にする。ことともに、中・高・大学生等、広く若者も取り込んだ文化祭とする。ことにより、担い手の育成に努め、文化活動の裾野の拡大を図る。 ・県立美術館、石見美術館については、今まで美術館に足を運ぶことができない方にも来館いただけるよう親子向けの展覧会を推進することともに、幅広い年代の方にも楽しんでもいただける展覧会の開催を推進することともに、関係機関、団体等と連携して県の内外に向け積極的な広報に努める。 ・県民会館、いわみ芸術劇場については、館内のホールイベントやワークショップの充実を図るとともに、公立文化施設、教育施設を活用したアウトリーチ活動(市町村、教育委員会、文化芸術団体等と連携したイベント、ワークショップなど)を積極的に展開し、県民の文化活動への関心を高める機会を創出する。また、併せて、これらの活動を通じて文化芸術団体の育成にも努めていく。広報にも積極的に取り組む。 ・学校においては、社会人指導者の活用や地域との連携をより一層深めることにより、文化活動の向上を図る。 ・児童・生徒が多様な文化芸術に触れる機会を創出することともに、次代の文化活動の担い手育成に向けて文化活動への意欲・関心を高める。 | 千人 | 1,081 | 926 | 1,107 | 1,107 | 環境生活部 | | |
| Ⅲ-3-1 人権施策の推進 | 県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。 | B | 研修、啓発資料や研修室の利用について、PRチラシの配布等周知に努めたことにより、人権啓発推進センターの年間利用者数は、平成31年度の目標を達成した。 ・魅力ある啓発イベント等の開催や人権啓発推進センターによる研修内容の充実、啓発資料の貸出等による人権啓発により、県民の人権に関心する関心を高め、気づきを促している。 ・研修参加機会が増えるほど、人権意識の向上に繋がっているが、若年層、子育て世代の人権啓発イベントへの参加が少ないことから、人権課題に関する研修への参加が少ない県民層を中心に参加の機会を増やす必要がある。 | ・人権啓発、教育への参加者を増やすため、公民館など社会教育現場の協力を得ることや、人権啓発イベントにおいて、これまで参加しなかった方、特に若年層や子育て世代が関心を持つ内容の取組を行うこととする。 ・人権啓発推進センターの研修、研修・啓発資料の提供などによる啓発の促進とともに、県職員、教職員の意識を高める現地研修の内容を充実させる。 | 人 | 45,231 | 50,000 | 50,000 | 10 | 5,010 (4,700) | 環境生活部 | |

「島根総合発展計画」の施策評価の全体概要

資料4

・28年度末の達成度予測 「A」達成できる 「B」概ね達成できる(見直す点がある) 「C」達成は困難
 目標値のうち2段階書きになっている数字については、次のとおり

上 段：再設定した取組目標値

下段の括弧内数字：総合発展計画第3次実施計画の目標値

| 基本目標 | 政策名 | 施策名 | 判断 | 平成28年度の施策目的の達成度予測 | | 主な成果参考指標 | | | |
|---|----------------------------|-------------------------|---|---|----------------------------------|----------|--------------|-------|-------|
| | | | | 判断理由 | 成果参考指標名 | 単位 | 実績値(参考) | 27年度 | 28年度 |
| I ものづくり・ IT産業の振 興 ありし まね | I-1-2 新産業・新事 業の創出 | I-1-1 企業の競争力 強化 | B | <ul style="list-style-type: none"> 県内ものづくり企業の経営、技術、販路などの個別課題への対応、及び新たな事業を展開するための研究開発、販路確保、設備投資等に対する支援の実施と継続的なフォローアップを行うことにより、雇用、付加価値の増加が見込まれる。 他方、世界経済の景気動向や為替相場など外的環境の変化による影響や、有効求人倍率が高い水準にあることから、労働力の安定的な確保などが懸念される。 | 製造業に対する競争力強化施策による従業員の増加数(4年間の累計) | 人 | H27:86 | 125 | 500 |
| | | I-1-2 新産業・新事 業の創出 | B | <ul style="list-style-type: none"> 先端技術イノベーションプロジェクトは、5カ年の計画期間の4年目を迎えており、技術移転が見込めるプロジェクトも6件となり、具体的な事業化に向けた動きが加速している。 ヘルスケアビジネス創出支援事業では、前年度モデル事業の実施案件をフォローアップし、事業化に結び付けていく。 島根大学、松江高専、県産業技術センターと県内企業との共同研究、受託研究件数は、過去数年間調に伸びている。 創業支援事業計画策定団体も、平成28年6月に新たに3団体認定され、13団体となり、市町村を単位とした包括的創業支援体制の整備が着実に進んでいる。 先端技術イノベーションプロジェクトでは、より多くの案件を事業化するため市場ニーズの変化に対応した技術開発・事業化支援が必要である。また、ヘルスケアビジネス創出支援事業では、普及啓発から事業化に至るまで産学官連携して取り組む必要がある。 | 製造業の従業員1人当たり年間付加価値額 | 万円 | H29,2頃 公表 | 920 | 950 |
| | I-1-3 ソフトウェアIT 産業の振興 | B | <ul style="list-style-type: none"> 県内IT企業のシステム開発件数が増加しており、また、新規立地及び事業拡大による設備投資も盛調に伸びていることから、技術者数、売上高とも増加が見込まれる。 全国的な技術者不足の状況からUIターンによる人材確保は厳しさを増すと見込まれる。 自社製品を開発し販売するなど収益性の高いビジネスを展開することや、異業種連携し新たなサービスを開発する企業が少ない。 | 産学官連携や異業種・異分野連携による新製品・サービス等の創出数(累計) | 件 | 8 | 10 | 30 | |
| | I-1-4 企業立地の推 進 | B | <ul style="list-style-type: none"> 昨年度の企業立地計画の新規認定は県外企業と県内企業あわせて32件で、平成4年度の制度開始以降の最高となり、新規雇用者計画数は827人であった。このうち、中山間地域等の立地は14件で、新規雇用計画数は250人であった。 引き続き今年度も製造業、ソフトウェアIT産業ともに新規立地に向けて積極的な誘致活動を行っている。 成をアピールし、中山間地域等への企業立地を働きかけている。 ただし、新規立地については他県との誘致競争が激化しており、また、製造業が前年度に比して設備投資の勢いが低下していることや、ソフトウェアIT産業を含め人材確保が厳しいことから、減少が見込まれる。 | 産業競争力強化法に基づく創業支援による創業者数 | 人 | 215 | 210 | 300 | |
| | | | | | ソフトウェア系IT産業の技術者数 | 人 | 1,284 | 1,324 | 1,550 |
| | | | | | ソフトウェア系IT産業の年間売上高 | 億円 | 228 | 240 | 280 |
| | | | | | UIターン支援により確保した技術者数(4年間の累計) | 人 | H27:25 | 20 | 80 |
| | | | | | 企業立地による新規雇用者計画数(4年間の累計) | 人 | H27:827 | 540 | 2,160 |
| | | | | | 上記のうち中山間地域・離島(4年間の累計) | 人 | H27:250 | 220 | 880 |

| 基本目標 | 政策名 | 施策名 | 判断 | 判断理由 | 主な成果参考指標 | | | | |
|-----------|---------------------|-----------------------|----|--|----------------------|----|--|---------|---------|
| | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度実績値(参考) | 28年度目標値 | 31年度目標値 |
| I 活力あるしまね | 2 自然が育む資源を活かした産業の振興 | I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり | B | <p>【農畜産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米については、市場ニーズが高い「つや姫」への転換、1.9mm選別網目の導入等により食味・品質の向上を推進しており、主食用米の契約的取引率は伸びているが、平成30年からの生産調整整正に向けて今後激しさが増す産地間競争に勝ち抜くため、業務用の拡大に向けた取組みが必要になっている。 ・豚芸については、リソースハウス、田地事業により新規生産希望者を支援しており、主要園芸品目の契約的取引率は伸びている。一方、高齢化の進行等により農家数、栽培面積が減少しており、意欲的な新規就農者が安定し継続できる経営体へ発展していくための支援が急務である。 ・有機農業・特別栽培農産物については、組織化や技術の普及等の課題解決によりさらなる拡大が期待できる。特別栽培農産物のうち「つや姫」についても順調に面積拡大している。 ・畜産では全国トップレベルの種雄牛の育成、肉用牛の低コスト生産対策等による生産頭数は下げ止まっている。更に、集落営農組織が放牧経営に取り組み機運が高まりつつあり、それに対応した支援が必要になっている。 <p>【林業・木材産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産原木の自給率は向上し、木質バイオマス発電の開始に伴い林地残材の利用が進み、また、雇業者も順調に増えている。 ・原木生産は着実に増加し、大口需要先への計画的・安定的な原木供給に向けた取組みが進みつつある。 ・一方、原産原木の供給ギャップはまだ大きい。更なる原木増産に向けた生産基盤の整備、生産コスト等の削減による採収収益の確保や再造林の低コスト化を推進する必要がある。 <p>【水産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜田地域の沖合底びき網漁業の構造改革を進めている。共通湖のシジミは、資源管理強化の取組みなどにより漁獲量が増加傾向にある。一方、依然として水産物の消費低迷が続いている。また、操業経費の増大、魚価の低迷等に対応した構造改革を進めており、その着実な推進に支援が必要である。 <p>【6次産業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6次産業を推進するには、市町村との連携強化が進み、個々の企業・農家において具体的な取組みのブラッシュアップや方向性等の共有化が進みつつある。 ・また、個別事業者の連携に留まらず、地域が主体となった広がりのある6次産業の取組みを拡大することが重要である。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美味しまね認証の普及に取り組みんだ結果、認証数は着実に増加している。 ・美味しまね認証の一層の拡大と認知度向上が必要である。 | | | | | |
| | | | | | I-2-2 県産品の販路開拓・拡大の支援 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥根フェア開催支援及びバイヤーへの商品提案により、県産品の県外への取引が拡大している。 ・生産者・製造業者向け基礎講座や消費者モニターの活用を通じて、商品力強化に取り組み事業者は増えている。 ・しまねばし島根館は、首都圏消費者に対する島根の情報発信拠点として有効に機能している。 ・高橋、輸出拡大に繋げる体制が整備されつつある。 ・学校給食における県産品の使用割合が着実に増えている。 ・平成24年度に県も参画して設立した木材製品県外出荷センターは、大原、名古屋、東京、広島での展示・商談会に出展することによって認知度を向上させ、県外への木材製品の出荷を伸ばした。 ・販路拡大の取組みについては、小規模の生産事業者や製造事業者が多く、個々の事業者単独での販路拡大には、人的・資金的な面で制約があるため、今後関係団体と連携した支援が必要である。 | | |
| | | I-2-3 農林水産業の担い手の育成・確保 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者数は、農・林・水産業ともに近年高い水準を維持している。 ・農業は、平成27年度に169人と過去2番目の確保数となった。 ・林業も、県内林業事業者で積極的な求人が行われていることや林業労働力確保センターのさき細かい対応もあり、平成27年度は25人の新規就業者があった。 ・水産業は、平成27年度は27人と前年より若干減少したが、近年は比較的高い水準で推移している。 ・今年度も高校との連携、就業相談活動、技術研修等を引き続き実施することにより増える見込みである。 ・農業法人については、計画づくりの支援や研修会の開催等設立支援に取り組んだ結果、平成27年度は目標値の農業法人を育成することができ、平成28年度も増える見込みである。 ・年間漁業生産額300万円以上の自営漁業者数は、年間を通じて比較的魚価の高い魚種の生産量が増加したことにより、平成27年度は一時的に実績値が上昇した。 | | | | | |

| 基本目標 | 政策名 | 施策名 | 判断 | 判断理由 | 主な成果参考指標 | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|----------------------|--|-------------------------|---|-----------------------------------|------|---|----------------------------|------|--|---|-------|-----|-----|-----|
| | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度 | 28年度 | 31年度 | | | | | | |
| | | | | | | | 実績値 (参考) | 目標値 | 目標値 | | | | | | |
| II 安心して暮らせるし まね | 2 健康づくりと 福祉の充実 | II-2-4 障がい者の自 立支援 | B | <ul style="list-style-type: none"> 施設入所からの地域移行については、残っている入所者は重症者・高齢者が多いが、グループホーム等の整備に加え、地域の相談支援体制の充実を図っていくことにより、着実に進めている。 施設・事業所における工賃は、販路開拓支援員派遣事業や就労事業推進センターの設置等により、全国上位の水準で推移し、順調に増加している。 精神障がい者の地域移行については、入院後3か月経過時点の退院率は概ね60%、入院後1年経過時点の退院率は90%弱となっており、今後も医療機関と地域援助事業者との連携を促進していく必要がある。 | 施設から地域生活への移行者数（累計） | 人 | 21 | 88 | 178 | | | | | | |
| | | | | | 精神障がい者の入院後3か月経過時点の退院率 | % | 59.6 | 64 | 64 | | | | | | |
| | | | | | 精神障がい者の入院後1年経過時点の退院率 | % | 86.7 | 91 | 91 | | | | | | |
| | | | | | II-2-5 生活衛生の充 実 | A | <ul style="list-style-type: none"> 各法令に基づく許認可、監視、指導の実施、県民に対する情報提供等を行うことにより、生活衛生に関する健康被害は防止できている。 | 生活衛生に関する健康被害発生件数 | 件 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | | | | 薬事に関する健康被害発生件数 | 件 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | | | | | | II-2-6 生活保護の確 保 | B | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯のうち、就労収入増加により自立できた世帯数は、平成27年度が17世帯である。引き続き、必要な保護と適切な自立支援を実施すること、ハローワークとの連携や就労支援員を活用、「生活困窮者自立支援法」に基づく事業との連携を図ることにより、自立し安定した生活に向けた世帯数が増える見込みである。 | 就労により自立した生活保護世帯の数（年間） | 世帯以上 | 117 | 125 | 125 |
| | | | | | | | | | | | 救急病院数、 ・救急病院数、がん診療連携拠点病院及び島根県がん診療連携推進病院数は横ばいで推移している。 | 救急病院数 | 病院 | 25 | 25 |
| | | | | | II-3-2 県立病院にお ける良質な医 療提供 | B | <ul style="list-style-type: none"> 中央病院では、平成27年度に救急搬送の受け入れ、ドクターヘリの出動、ハイリスク妊産婦や新生児の受け入れを行っており、今年度も引き続き県の基幹的病院として県民に安全安心で良質な医療を提供している。 医療提供体制の充実と、こころの医療センターにおいては早期退院支援の取組みを進める必要がある。 | 訪問看護師数 | 人 | 311 | 320 | 380 | | | |
| | | | | | | | | 平均在院日数（中央病院）（年間） | 日未満 | 14.2 | 14.0 | 14.0 | | | |
| | | | | | | | | 退院率（3か月以内）（こころの医療センター）（年間） | %以上 | 78.3 | 70.0 | 70 | | | |
| II-3-3 医療従事者の 養成・確保 | B | <ul style="list-style-type: none"> 医師については、地域医療支援センターに登録されている地域外や理学院の貸与を受けた医師が毎年20名程度増えてきており、これらの医師を早期に県内勤務へ誘導する取組みなどにより県内に定着する医師も着実に増加してきている。 看護職員についても、毎年、修学資金貸与者の8割以上が県内に就職している。 難島・中山間地域における医師の不足（診療科備在）、特定の診療科における医師の不足（診療科備在）に引き続き取り組む。 | 病院・公立診療所の医師の充足率 | % | | | | 76.5 | 78.8 | 80 | | | | | |
| しまね地域医療支援センターの登録者のうち県内で研修、勤務する医師数 | | | 人 | 120 | 125 | 175 | | | | | | | | | |
| II-4-1 結婚支援の充 実 | B | <ul style="list-style-type: none"> はびこが取りもつ年間婚姻数は、増えつつある。更に、しまね結婚びサポートセンター（以下「センター」）を通じて広域マッチング支援や「はびこ」の増員、定期相談会の実施等所致の増加、質の向上（マニュアル作成、研修）等を図りながら、「はびこ」による相談一交際→成婚件数の増加につなげていく。 センター独自の少人数お見合い、出合いイベント、セミナー活用に向けたPRなどの取組みも強化しつつある。 さらに、企業と連携した婚活の取組み（しまね結婚びサポート企業）も新たに実施する予定。 こうした取組みにより、結婚支援の取組みを厚くし、センターを通じて年間婚姻数の増加を図り、県全体の婚姻数の増加につなげていく。 | 病院の看護師の充足率 | % | 95.7 | 96.4 | 97 | | | | | | | | |
| | | | しまね結婚びサポートセンターを通じて年間婚姻数 | 件 | 80 | 90 | 150 | | | | | | | | |
| 4 子育て支援の 充実 | | | | 結婚ボランティア「はびこ」の登録者数（累計） | 人 | 176 | 210 | 300 | | | | | | | |

| 基本目標 | 政策名 | 施策名 | 判断 | 判断理由 | 主な成果参考指標 | | | | |
|----------------|------------------|-----------------------|-------------------------|--|---|------|-------------|------|------|
| | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度 | 28年度 | 31年度 |
| | | | | | | | 実績値 (参考) | 目標値 | 目標値 |
| II 安心して暮らせるしほね | 4 結婚・出産・子育て支援の充実 | II-4-2 妊娠・出産支援の充実 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口の設置については、昨年度1市(町村)が設置し、今年度も3回体に動きがある。 | 以下 | 10.8 | 10.5 | 9.6 | |
| | | II-4-3 子育て支援の充実 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 三つこ協賛店は、順調に増えつつある。 ・ 三つこカンパニーについては、登録業種の幅の拡大に向けた取組みを強化する。 ・ 子ども・子育て支援新制度の実施や総合戦略に基づき新規事業の実施などにより、放課後児童クラブ等の子育て環境の整備が進みつつある。 ・ 平成28年4月1日の保育所待機児童数(38人)は、前年度を下回ったが、保育所の受入数や、保育人材の確保が保育ニーズに間に合わないことにより、引き続き待機児童が発生している。 ・ そのため、待機児童ゼロ化事業の活用や保育所の整備等により、受入数(定員)の拡大を図るなど、市町村ごとの課題に的確に対応した取組みを、市町村とともに強化する必要がある。 | % | 64.5 | 65.0 | 68.5 | |
| | 5 生活基礎の維持・確保 | II-5-1 道路網の整備と維持管理 | II-5-1-1 道路網の整備と維持管理 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の児童相談支援体制の充実を図るための研修の実施等、社会的養護を必要とする児童の適切な保護や養育環境を整備している。 ・ 「ひとり親家庭の自立支援に向けた取組みを推進しており、これまで80%程度の数値を維持している。 ・ 複雑・困難化している児童相談の内容に適切に対応できるよう市町村と相談支援体制を整備していく必要がある。 | % | 88.6 | 89.0 | 91.0 |
| | | | II-5-1-2 小さな拠点づくり | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「小さな拠点づくり」については、市町村向けの説明会や研修会等を通して市町村と果との一体的な推進体制の構築を図っており、理解が広がっている。今後、住民主体の話し合いを丁寧に行い、一層の住民の機運醸成に取り組んでいく必要がある。 ・ 機能・サービスの集約化に向けた委嘱活動については、子育て事業の活用等により取組みが広がっている状況である。 ・ 地域資源を活かした特産品開発については、必要に応じ、民間専門家による指導や研修会の開催、また、コミュニティビジネス育成支援事業等による支援が必要である。 | % | 71 | 72 | 75 |
| | | | II-5-1-3 地域資源を活かした特産品開発 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を活かした特産品開発に積極的に取り組む事業者数(累計) | 事業者 | 9 | 6 | 15 |
| II 安心して暮らせるしほね | 4 結婚・出産・子育て支援の充実 | II-4-4 子育て福祉の充実 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤ちゃんほっとルーム登録数(累計) | 箇所 | 299 | 340 | 400 | |
| | | II-4-5 子育て福祉の充実 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設(累計) ・ 就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合(年間) | 世帯 | 103 | 113 | 127 | |
| II 安心して暮らせるしほね | 5 生活基礎の維持・確保 | II-5-2 小さな拠点づくり | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路の改良率 ・ 生活関連道路(優先整備区間)のみなし改良率 | % | 84 | 85 | 88 | |
| | | II-5-3 地域資源を活かした特産品開発 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理瑕疵による年間事故件数 | 件以下 | 25 | 22 | 22 | |

| 基本目標 | 政策名 | 施策名 | 判断 | 判断理由 | 主な成果参考指標 | | | |
|----------------------------|---|---|--------|--------|----------|--------|-------------|---------|
| | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度実績値(参考) | 28年度目標値 |
| 5 生活基盤の維持・確保 | II-5-3 地域生活交通の確保 | II-5-3-1 交通弱者の移動手段の確保に向けた実践活動を開始する公民館エリア数(累計) | エリア | 0 | 18 | 70 | | |
| | | II-5-3-2 一畑電車の年間利用者数 | 万人以上 | 139.7 | 140 | 140 | | |
| | | II-5-3-3 隠岐航路の年間利用者数 | 万人 | 44.1 | 44.3 | 45 | | |
| II 安心して暮らせるしまね | II-5-4 地域情報化の推進 | II-5-4-1 電子申請は、申請・届出等のオンライン利用率が低額であるもの、年々利用率は上昇している。 | % | 89.4 | 97.8 | 100 | | |
| | | II-5-4-2 携帯電話不感地域の解消世帯数は、平成27年度69世帯が解消し、平成28年度は新たに133世帯が解消する予定である。 | % | 76.3 | 77.5 | 83.0 | | |
| | | II-5-4-3 電子調達のインターネット利用率が低額であるもの、工事・業務は100%達成している。 | % | 76.3 | 77.5 | 83.0 | | |
| II-5-5 農山漁村の多面的機能の維持・確保 | II-5-5-1 中山間地域等直接支払い事業は、高齢化等により協定数・面積が減少する傾向にあるが、市町村と連携して集落間の統合や連携調整を担う人材配置を支援するなど、活動休止となる協定数を抑えることができた。 | ha | 22,504 | 22,900 | 23,800 | | | |
| | | II-5-5-2 集落営農組織は、平成27年度18法人が設立し、今年度も同程度の法人化が真込まれる。また、営農活動以外の地域貢献活動に取り組んでいる組織が増加している。 | ha以上 | 12,597 | 13,300 | 13,300 | | |
| | | II-5-5-3 鳥獣による農作物被害に対して地域ぐるみの防除意識の高まりなども見られる。 | 法人 | 209 | 229 | 286 | | |
| II-5-6 居住環境づくり | II-5-6-1 下水道等の汚水処理施設整備については、限られた予算の中で、マンホールの小型化等、コスト削減効果のある新技術の導入を図っており、県全体の施設整備は進んでいるが、整備率が低い地区もある。 | 箇所 | 29 | 31 | 41 | | | |
| | | II-5-6-2 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の真直し | 区域 | 3 | 11 | 19 | | |
| | | II-5-6-3 汚水処理人口普及率(全県) | % | 77.8 | 78.6 | 81 | | |
| | | II-5-6-4 老朽化した県営住宅の建て替え戸数(4年間の累計) | 戸 | — | 40 | 160 | | |

| 基本目標 | 政策名 | 施策名 | 判断 | 判断理由 | 主な成果参考指標 | | | | |
|---------------|---------|--|------------------------------------|--|-----------------------------------|------|-------------|---------|---------|
| | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度実績値(参考) | 28年度目標値 | 31年度目標値 |
| Ⅲ 心豊かなしまね | 1 教育の充実 | Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 | B | <ul style="list-style-type: none"> 県立高校への県外入学者数は、平成23年度の82名から平成27年度は151名と着実に増加している。・難島・中山間地域の高校を中心に進めてきた高校魅力化、活性化事業を、地域と地方の小・中学校等と連携して展開していくことなどにより、市町村や地域の意識がより高まり、学校・家庭・地域が連携協力して子どもたちを育んでいくようとする機運が醸成されつつある。「ふるさと教育」は、県内全ての市町村立小中学校で実施されているが、公民館等が中心となって取り組むものについても広げていく必要がある。 | ふるさと教育を35時間以上実施している小中学校の割合(年間) | % | 100 | 100 | 100 |
| | | | B | <ul style="list-style-type: none"> 県立高校への県外からの入学者数 | 県立高校への入学者数 | 人 | 151 | 162 | 200 |
| | | Ⅲ-1-2 発達段階に応じた教育の充実 | B | <ul style="list-style-type: none"> 社面的に進めてきた少人数学級編成は、今年度から全学年での実施となった。 高校生のキャリア教育については、普通科高校においても就職希望者を対象とした企業見学などを実施する学校が増えた。地域を支える人材の育成を進めていくためには、高校での学びが社会へつながるという意識を、今後さらに高めていく必要がある。 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を示す中学生の割合は、全県平均値よりも高く、小・中・高、高等学校と地域が一体となり、地域の課題解決に向けた学習を推進し、その割合を高めていく必要がある。 そのほか、不登校、問題行動に対応するための相談員、特別な支援を必要とする子どもたちを支援するコーディネーターなどの配置、家庭、読書ボランティアなど連携、協力して行う子ども読書活動への支援、楽しみながら運動に取り組むことのできる体育授業の改善など、きめ細かな取り組みを継続していくことで、子どもたちの豊かな心や育ち、主体的な学習態度や思考力、判断力、表現力が身につくこととなる。 | 小学校6年生で算数の勉強は好きだとする児童の割合 | % | 57.5 | 60.0 | 70.0 |
| | | Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成の推進 | B | <ul style="list-style-type: none"> 「しまねっこ1(スマイル声かけ)県民運動」は、平成27年度後半から推進の登録を始めた100名以上が登録された。今後は、市町村民会議や青少年育成関係機関、団体へ重点的に広報周知することで、さらなる広がりが見込まれる。 刑法犯少年は平成27年度は前年度比で3割増減となった。問題を抱える少年の社会参加活動、子ども支援センターによる立ち直り支援、非行防止教室の開催、関係機関、団体との協働活動を更に強化していくことで改善が見込まれる。 刑法犯少年の再非行率の改善が課題であり、再非行に繋がらないためのより質の高い支援が必要である。 | 「しまねっこ1(スマイル声かけ)運動」推進者登録数(累計) | 人 | 104 | 400 | 1,000 |
| Ⅲ-1-4 高等教育の充実 | B | <ul style="list-style-type: none"> 志願者確保では、高校訪問、オープンキャンパス等の実施により大学の魅力、特徴の周知に努めた。一般入試の志願倍率は、浜田・松江キャンパスは前年度を上回ったが、出雲キャンパスでは前年度比減少となった。また、入学者に占める県内出身者割合は、3キャンパスとも前年度を上回った。しかし、志願倍率では3キャンパスとも、また県内出身者割合では浜田キャンパスにおいて、平成28年度目標値とは隔たりがある。 地域のニーズに対応し、県民に対する学習機会等を提供するため公開講座を継続して開催しているが、受講者数は減少している。 県内就職では、「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+1)」において、県内の高等教育機関で平成31年までに10%増の目標を掲げており、県内企業へのインターンシップの取組も強化しており、参加者数は増加している。 今後は、県内就職率の向上に向け、インターンシップにおける学生と県内企業とのマッチングを強化していく必要がある。 | 一般入試の志願倍率の順位 県立大学 人文・社会系(浜田、松江) | %以内 | 24.0 | 15.0 | 15.0 | | |
| | | | | | 一般入試の志願倍率の順位 県立大学 業・看護系(出雲) | %以内 | 7.0 | 10.0 | 10.0 |
| | | | | | 一般入試の志願倍率の順位 短期大学部(松江) | %以内 | 69.0 | 50.0 | 50.0 |
| | | | | | 入学者に占める県内出身者比率 県立大学 人文・社会系(浜田) | % | 23.7 | 32.5 | 40.0 |
| | | | | | 入学者に占める県内出身者比率 県立大学 業・看護系(出雲) | % | - | - | 55.0 |
| | | | | | 入学者に占める県内出身者比率 県立大学 業・看護系(出雲) | % | 58.8 | 60.0 | 60.0 |
| | | | | | 入学者に占める県内出身者比率 短期大学部(松江) | % | 66.4 | 70.0 | 70.0 |
| | | | | | 県内高等教育機関卒業生の県内就職率 | % | 35.0 | 38.2 | 45.1 |
| | | | | | 県内高等教育機関から県内企業へのインターンシップ参加者数 | 人 | 407 | 383 | 473 |
| | | | | | 県立大学・短期大学の公開講座年間受講者数 | 人 | 5,556 | 5,700 | 6,000 |

| 基本目標 | 政策名 | 施策名 | 判断 | 判断理由 | 主な成果参考指標 | | | | |
|--------------------------------|--------------|--|-------------------------|--|---------------------------------|--------------|-------------|---------|---------|
| | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度実績値(参考) | 28年度目標値 | 31年度目標値 |
| III 心豊かなしまね | 2 多様な県民活動の推進 | III-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育研修センターが実施する研修については、平成27年度から、社会教育委員、公民館等職員、市町村教育担当者等の対象者別研修とし、研修参加者アンケートの満足度が向上しており、研修者の増加につながると見込める。 ・図書館では、情報システムを更新しレファレンス機能の強化を図ったことから、県民が生涯を通じた学習に取り組みやすくなりつつある。 ・県民のボランティア参加率の向上を目指す。今後「県民いきいき広場」での情報提供の充実や、街頭キャンペーンの実施を予定しており、多くの県民が社会貢献活動に参加しやすくなる。 ・公民館などにおいても地域住民のニーズに合った学習機会が提供され充実しているが、今後は社会教育の拠点である公民館等の職員に対する資質・能力がますます求められる。 ・県民向けのNPO入門講座の開催や、法人設立をめざす方々への相談事業を継続することによりNPO法人数は着実に増えているが、解散するNPO法人が増加傾向にある。 | 社会教育関係者の年間養成・育成（延べ研修参加者）人数 | 人 | 1,978 | 2,000 | 2,300 |
| | | | | | 県立図書館のレファレンス年間受付件数 | 件 | 10,859 | 11,000 | 11,500 |
| | | | | | NPO法人の認証数（累計） | 法人 | 277 | 281 | 290 |
| | | III-2-2 スポーツの振興 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などを行うことで、障がいのある方も含め、多くの県民がスポーツ活動を実践できる環境は整いつつあるが、総合型地域スポーツクラブについては住民の認知度はまだ低い。また、スポーツクラブの魅力を発信していく必要がある。 ・学校体育団体や競技団体の強化練習会や指導者研修会などの支援を行い、スポーツレジャーやスポーツ栄養士等の専門家による競技者への身体面、栄養面などの多面的なサポートを進め、競技力の向上を図ること、全国大会で優秀な成績を収められる選手の育成が図られているが、優秀な競技力のある成年選手が競技を続けられる環境整備を進める必要がある。 | ボランティア活動に参加している人の割合 | % | 27.0 | 27.5 | 30 |
| | | スポーツに取り組んでいる人の割合 | | | % | 36.4 | 37.0 | 40.0 | |
| | | 国民体育大会年間入賞種目数 | | | 種目 | 26 | 26 | 28 | |
| | | III-2-3 文化芸術の振興 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・県民文化祭の実施主体である文化芸術団体や市町村文化協会の積極的な事業展開を促進するとともに、各事業の広報を事業実施主体と連携し、効果的、効率的に行い参加者数の増加につなげている。 ・県立文化施設についても、若者から高齢者まで幅広い層に訴求できる多様な企画展の開催、魅力的なホール事業を実施し入館者数の増加につなげている。 ・今後、少子化による生徒数の減少が早まれている中で、青少年の文化活動の維持、活性化、活動水準の向上を図るには、学校文化部活動への各種支援や児童生徒が文化芸術に親しむ機会の提供等が必要である。 | 全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の年間入賞種目数 | 種目 | 58 | 53 | 56 |
| | | 県立文化施設の年間入館者数 | | | 千人 | 1,081 | 926 | 1,107 | |
| | | 県民文化祭の年間参加者数 | | | 人 | 45,231 | 50,000 | 50,000 | |
| | | III-3-1 人権施策の推進 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・研修、啓発資料や研修室の利用について、PRチラシの配布等周知に努めたことにより、人権啓発推進センターの年間利用者数は、平成31年度の目標を達成した。 ・魅力ある啓発イベント等の開催や人権啓発推進センターによる研修内容の充実、啓発資料の貸出等による人権啓発により、県民の人権に関する関心を高め、気づきを促していく。 ・研修参加機会が増えるほど、人権意識の向上につながっているが、若年層、子育て世代の人権啓発イベントへの参加が少ないことから、人権課題に関する研修への参加が少くない県民層を中心に参加の機会を増やす必要がある。 | 差別や人権侵害を受けたことのある人の割合 | %以下 | 15.1 | 13.8 | 10 |
| 人権啓発推進センターの年間利用者数 | 人 | 4,934 | | | 4,950(4,550) | 5,010(4,700) | | | |
| 固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合 | % | 72 | | | 74 | 80 | | | |
| III-3-2 人権の尊重と男女共同参画の推進 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での家事、育児、介護については、妻が担っているケースが多く、男女共同参画の意識が十分に浸透していない現状があるが、固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合は全体として増加傾向である。 | 固定した性別役割分担意識にとらわれない人の割合 | % | 72 | 74 | 80 | | |
| しまね女性フアワードを活用した新規の活動件数（4年間の累計） | | | 件 | 27 | 28 | 112 | | | |
| III-3-3 国際化と多文化共生の推進 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・しまね国際センターによる日本語教室の運営支援や、ボランティア養成講座の実施などの積極的な取組みにより、ボランティアの登録者は徐々に増加している。 ・交流の異なる次世代人材育成のための青年派遣事業への若者の参加が減少傾向にあり、一層の普及啓発等を行う必要がある。 | 国際交流ボランティア登録者数 | 人 | 600 | 605 | 620 | | |

| 基本目標 | 政策名 | 施策名 | 判断 | 判断理由 | 主な成果参考指標 | | | | |
|--------------|-----------------------|------------------------------|----|--|--|------|--------------|--------------|--------------|
| | | | | | 成果参考指標名 | 単位 | 27年度 | 28年度 | 31年度 |
| | | | | | | | 実績値(参考) | 目標値 | 目標値 |
| Ⅲ 心豊かなしまね | 4 自然環境、文化・歴史の保存と活用 | Ⅲ-4-1 多様な自然の保全 | B | 判断理由 ・ 自然保護ボランティア登録者は、自然保護に対する県民の理解、関心も高まりつつあり、今後もボランティア活動への県民参加を呼び掛ける等、継続的に自然保護活動及び普及啓発を実施することで、着実に進展していくと考えられる。 ・ 企業等の関わりによる森林整備のCO2吸収量は、認証対象を広げるなど制度を拡充し、吸収量認証は順調に増加している。 ・ 県民協働の森づくり活動については、「みーもの森づくり事業」等の更なるPRIにより、県民参加を促していく必要がある。 | 自然保護ボランティア登録者数 | 人 | 322 | 331 | 360 |
| | | Ⅲ-4-2 自然とのふれあいの推進 | B | ・ 平成27年度は、出雲大社の運営や松江城の国定公園の国定化など観光面の効果により、「大山隠岐国立公園」の利用者数が増加したこと、自然公園等の年間利用者数は、平成21年度の数に達した。 ・ 今後の年間利用者は、地域と一緒に関光面を含めた利用促進を図ることで、前年並みの利用者数が見込まれる。 ・ サイメシ、ゴビウス、アグアスといった自然学習施設については、各種イベントの開催、積極的な情報発信、展示の魅力向上など、入場者数の向上に努めているが、各施設の経年劣化が進んでいる。 | 自然公園等の年間利用者数 | 万人以上 | 1292.2 (978) | 1292.2 (978) | 1292.2 (978) |
| | | Ⅲ-4-3 景観の保全と創造 | B | ・ 景観計画は、現在、浜田市及び海士町が計画策定に向け作業中であり、また、景観重点地区についても、市町村が設定に向けた検討を進めており、引き続き支援等を行う。県民等の理解をより深めていく必要がある。 ・ 優れた景観を形成するためには、県民等の理解をより深めていく必要がある。 | 景観計画策定市町村数(累計) | 市町村 | 7 | 8 | 11 |
| | | Ⅲ-4-4 自然環境、文化・歴史の保存・継承と活用 | B | ・ シンポジウムや連続講座、巡回講座、ワークショップ、セミナーなど様々な情報発信を行い、多くの参加者を集め、その反応も良好で、島根の歴史文化に対する興味関心が高まるなど、文化財や地域の歴史文化に対する県民の意識は向上しつつある。 ・ 松江城天守の国定指定等の新たな文化財の指定、登録や、国・県指定文化財の修理、整備への助成により、文化財の保存・継承の取組みが着実に進んできており、魅力ある地域づくりのための文化財の活用も進みつつある。 | 島根の歴史・文化が豊かで、文化財の保存・継承と活用がされていると思う人の割合 | % | 68.5 | 68.8 | 70.0 |
| | | Ⅲ-4-5 環境保全の推進 | B | ・ 公共用水域におけるBOD(COD)環境基準達成率は、天候などの影響により値の変動があるが、概ね目標値(89%)付近で推移していき見込みである。 ・ 再生利用率は、土木工事や火力発電所からの産業廃棄物排出量に影響されるが、概ね50%~60%の間を変動しながら推移していき見込みである。 ・ エコファーマー認定を要件とする環境保全型農業直接支払交付金の制度拡充等により交付金申請者が増加し、エコファーマー認定数も増えていく見込みである。 ・ 学校における3R・適正処理学習支援事業は、事業を実施した学校の様子を学校に伝える等の情報発信の強化や、学校の授業のねらいと一致するような提案が必要である。 ・ 平成28年度から事業の対象を小学校にも拡充したこと、学校における3R・適正処理学習支援事業実施校数は着実に増加し、環境教育・環境学習の取組みは推進されると考えている。 | 公共用水域におけるBOD(COD)環境基準達成率 | % | 88.2 | 85 | 85 |
| | | Ⅲ-4-6 再生可能エネルギーの利活用の推進 | A | ・ 再生可能エネルギーに対する関心の高まり、固定価格買取制度など国の政策、県や市町村の地域の実態に応じた取組みなどによって、順調に導入が進んでいる。 ・ 平成28年6月には、民間事業者による県内2番目の規模となる風力発電所が運転を開始した。 ・ 県企業局においては、水力発電はリニューアル工事が計画どおり進捗する見込みであり、太陽光発電も順調な運転が見込まれている。風力発電は、故障を防ぐ対策等により一層の発電量の増加を見込んでいる。 ・ 平成27年度に県内2箇所で民間事業者により運転開始された本質バイオマス発電所は、主として県内で調達される燃料によって順調に稼働している。 | 県内電力消費量に占める再生可能エネルギー発電量の割合 | % | 25.5 | 27.0 | 30.4 |
| | | | | | エコファーマー認定数(累計) | 人 | 2,211 | 2,306 | 2,563 |
| | | | | | 学校における3R・適正処理学習支援事業実施校数 | 校 | 11 | 21 | 50 |
| | | | | | エコファーマー認定数(累計) | 人 | 2,211 | 2,306 | 2,563 |

■資料5-1 事務事業のH28コストの状況(施策別)

| 施策名 | 事業費 (千円) | 一般財源 (千円) |
|-------------------------------|-------------|--------------|
| | | |
| 施策Ⅰ-1-1 企業の競争力強化 | 1,822,499 | 1,026,902 |
| 施策Ⅰ-1-2 新産業・新事業の創出 | 437,462 | 379,885 |
| 施策Ⅰ-1-3 ソフト系IT産業の振興 | 364,705 | 301,091 |
| 施策Ⅰ-1-4 企業立地の推進 | 6,387,469 | 2,466,287 |
| 施策Ⅰ-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり | 25,652,875 | 4,863,651 |
| 施策Ⅰ-2-2 県産品の販路開拓・拡大の支援 | 359,735 | 359,735 |
| 施策Ⅰ-2-3 農林水産業の担い手の育成・確保 | 3,770,025 | 512,590 |
| 施策Ⅰ-3-1 地域資源を活用した観光地づくりの推進 | 294,934 | 292,212 |
| 施策Ⅰ-3-2 情報発信等誘客宣伝活動の強化 | 488,095 | 488,095 |
| 施策Ⅰ-3-3 外国人観光客誘客の強化 | 224,766 | 224,766 |
| 施策Ⅰ-4-1 経営革新及び経営基盤の強化への支援 | 61,865,329 | 2,188,403 |
| 施策Ⅰ-4-2 円滑な事業承継の推進 | 167,653 | 101,633 |
| 施策Ⅰ-5-1 雇用・就業の促進と人材の確保 | 359,105 | 241,356 |
| 施策Ⅰ-5-2 人材の育成・定着 | 1,368,370 | 516,190 |
| 施策Ⅰ-5-3 U・ターンの促進 | 317,579 | 214,632 |
| 施策Ⅰ-6-1 高速道路網の整備 | 67,509 | 25,359 |
| 施策Ⅰ-6-2 航空路線の維持・充実 | 164,118 | 154,118 |
| 施策Ⅰ-6-3 空港・港湾の維持・整備 | 4,530,252 | 1,662,843 |
| 基本目標Ⅰ 小計 | 108,642,480 | 16,019,748 |
| 施策Ⅱ-1-1 危機管理体制の充実・強化 | 307,399 | 293,899 |
| 施策Ⅱ-1-2 消防防災対策の推進 | 3,976,882 | 801,028 |
| 施策Ⅱ-1-3 原子力安全・防災対策の充実・強化 | 2,630,313 | 11,064 |
| 施策Ⅱ-1-4 治安対策の推進 | 1,293,957 | 1,248,254 |
| 施策Ⅱ-1-5 交通安全対策の推進 | 4,456,701 | 698,338 |
| 施策Ⅱ-1-6 消費者対策の推進 | 83,018 | 41,973 |
| 施策Ⅱ-1-7 災害に強い県土づくり | 33,035,554 | 3,682,792 |
| 施策Ⅱ-1-8 食の安全の確保 | 55,097 | 29,205 |
| 施策Ⅱ-2-1 健康づくりの推進 | 2,563,272 | 1,097,237 |
| 施策Ⅱ-2-2 地域福祉の推進 | 1,217,032 | 1,123,598 |
| 施策Ⅱ-2-3 高齢者福祉の推進 | 13,894,855 | 12,383,767 |
| 施策Ⅱ-2-4 障がい者の自立支援 | 9,165,330 | 7,324,376 |
| 施策Ⅱ-2-5 生活衛生の充実 | 1,563,122 | 45,215 |
| 施策Ⅱ-2-6 生活保護の確保 | 63,224 | 35,098 |
| 施策Ⅱ-3-1 医療機能の確保 | 19,276,025 | 17,617,278 |
| 施策Ⅱ-3-2 県立病院における良質な医療提供 | 0 | 0 |
| 施策Ⅱ-3-3 医療従事者の養成・確保 | 1,598,918 | 696,748 |
| 施策Ⅱ-4-1 結婚支援の充実 | 84,411 | 67,496 |
| 施策Ⅱ-4-2 妊娠・出産支援の充実 | 237,936 | 100,261 |
| 施策Ⅱ-4-3 子育て支援の充実 | 6,112,182 | 5,919,024 |
| 施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実 | 1,820,923 | 1,001,748 |
| 施策Ⅱ-5-1 道路網の整備と維持管理 | 29,089,467 | 5,515,455 |
| 施策Ⅱ-5-2 小さな拠点づくり | 249,019 | 142,237 |
| 施策Ⅱ-5-3 地域生活交通の確保 | 1,341,663 | 929,029 |
| 施策Ⅱ-5-4 地域情報化の推進 | 629,055 | 412,408 |
| 施策Ⅱ-5-5 農山漁村の多面的機能の維持・発揮 | 2,993,207 | 992,620 |
| 施策Ⅱ-5-6 居住環境づくり | 9,707,882 | 886,721 |
| 基本目標Ⅱ 小計 | 147,446,444 | 63,096,869 |
| 施策Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 | 210,953 | 104,907 |
| 施策Ⅲ-1-2 発達段階に応じた教育の振興 | 10,269,309 | 6,411,639 |
| 施策Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成の推進 | 44,749 | 42,574 |
| 施策Ⅲ-1-4 高等教育の充実 | 2,524,484 | 1,532,011 |
| 施策Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進 | 378,123 | 308,741 |
| 施策Ⅲ-2-2 スポーツの振興 | 647,382 | 601,223 |
| 施策Ⅲ-2-3 文化芸術の振興 | 1,733,759 | 649,747 |
| 施策Ⅲ-3-1 人権施策の推進 | 156,649 | 89,809 |
| 施策Ⅲ-3-2 男女共同参画の推進 | 193,563 | 153,484 |
| 施策Ⅲ-3-3 国際化と多文化共生の推進 | 90,162 | 80,168 |
| 施策Ⅲ-4-1 多様な自然の保全 | 492,803 | 111,092 |
| 施策Ⅲ-4-2 自然とのふれあいの推進 | 1,034,077 | 886,357 |
| 施策Ⅲ-4-3 景観の保全と創造 | 15,850 | 0 |
| 施策Ⅲ-4-4 文化財の保存・継承と活用 | 1,881,802 | 857,949 |
| 施策Ⅲ-4-5 環境保全の推進 | 2,243,637 | 968,955 |
| 施策Ⅲ-4-6 再生可能エネルギーの利活用の推進 | 5,893,830 | 2,045 |
| 基本目標Ⅲ 小計 | 27,811,132 | 12,800,701 |
| 施策1 県民の総力を結集できる行政の推進 | 330,868 | 327,844 |
| 施策2 市町村との更なる連携による行政の推進 | 216,913 | 205,276 |
| 施策3 財政健全化に向けた改革の推進 | 4,357,335 | 4,190,705 |
| 施策4 迅速に活動できる組織の運営 | 91,003 | 48,973 |
| 施策5 政策推進システムの充実 | 42,154 | 42,154 |
| 基本姿勢 小計 | 5,038,273 | 4,814,952 |
| 該当施策なし | 29,846 | 22,532 |
| 施策事業 計 | 288,968,175 | 96,754,802 |

※総合発展計画の施策の手段である事務事業について集計を行っています。
 ※病院局の所管事務事業(施策Ⅱ-3-2)については、コスト算定を行っていません。

■資料5-2 事務事業のH28コストの状況(部局別)

(単位:千円)

| 部局名 | 事業費 | 一般財源 |
|-------|-------------|------------|
| | | |
| 政策企画局 | 376,166 | 324,172 |
| 総務部 | 9,741,128 | 7,407,051 |
| 防災部 | 5,564,623 | 546,317 |
| 地域振興部 | 3,081,113 | 2,255,057 |
| 環境生活部 | 4,484,933 | 2,051,367 |
| 健康福祉部 | 58,018,897 | 47,687,406 |
| 農林水産部 | 38,451,701 | 6,959,655 |
| 商工労働部 | 73,516,644 | 8,474,501 |
| 土木部 | 73,676,878 | 12,715,086 |
| 企業局 | 8,945,269 | 36,821 |
| 病院局 | 0 | 0 |
| 教育庁 | 10,761,784 | 6,702,312 |
| 警察本部 | 2,349,039 | 1,595,057 |
| 合計 | 288,968,175 | 96,754,802 |

※総合発展計画の施策の手段である事務事業について集計を行っています。
 ※病院局の所管事務事業については、コスト算定を行っていません。